## 日本の法曹有資格者の海外展開を促進する 方策を検討するための研究

#### 調査テーマ

現地日本企業及び在留邦人に対する 日本の法曹有資格者による支援のための 方策の試行について

シンガポール共和国 担当

弁護士 長谷川(坂巻) 智香

#### 第一. はじめに

法務省は、平成26年度より「法曹有資格者の海外展開を促進するため の調査研究」(以下、「本調査研究」という。)を実施している。

経済発展著しい東南アジア地域は、新しいビジネス展開の地として世界中から注目を集めて久しい。その中でもシンガポールは、世界銀行が毎年発表するビジネス環境に関する年次報告書「ビジネス環境の現状ランキング」において、数年連続首位を獲得するなど、ビジネスの行いやすい国としての確固たる地位を確立している。シンガポール政府の積極的な外資誘致政策も相まって、多くの外国企業がシンガポールに進出を行い、全体を見据えたビジネスにおける統括拠点を設置している1。日系企業も例外ではなく、続々と統括拠点をシンガポールに設置し、その数はすでに3000社を超えているとも言われる。企業の大小を問わず多くの日系企業がシンガポールを拠点として、東南アジア全体のビジネス展開を積極的に行っている。

これらの日系企業がシンガポールで活動を行うにあたっては、現地の規制や法制度の情報が必要であり、また法的な書類作成や、紛争に巻き込まれた場合の対応など、法的支援の必要性が当然に生じてくる。

また、日系企業数が増加すれば、当然にシンガポールの在留邦人数も増加し、シンガポールで日常生活を送る中で法律問題に巻き込まれる事態が数多く発生している。 現地の弁護士に依頼することもできるが、専門的かつ複雑な話であるため、やはり日本語で相談できる支援環境を整えるのが望ましい。

筆者は、平成26年度より本調査研究に従事し、現地での日本の法曹有 資格者の活動やシンガポール現地において活動を行う日系企業及び邦人個 人が、どのような法的支援を必要としているのか、そうした問題につき日 本の法曹有資格者がどのような法的支援活動を行う可能性があるのかにつ いての調査活動を行ってきた。

本報告書においては、昨年度の調査より浮き彫りになった問題点につき、 どのような法的支援の在り方を目指すべきかを検討するため、種々の具体 的な試行を行い、より実践的な調査についての報告を行う。同実践をもと に、目指すべき法的支援の在り方を分析した結果については、別報告書 「分析・提言」を参照されたい。

-

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> EDB Annual Report

### 第二. 日弁連、シンガポール弁護士会共催によるシンガポールセミナ

#### 1. セミナーの趣旨・目的

2015年6月22日、シンガポールにおいて日弁連とシンガポール弁護士会共催によるセミナー「Globalization of Legal Practices – An Asian Perspectives」(法律サービスのグローバル化—アジアの視点)が開催された。

本セミナーの趣旨は、日本弁護士連合会とシンガポール弁護士会が有効的・協力的な関係を築くことで、日本・シンガポール双方の法曹有資格者のより活発な交流を深め、両国の弁護士の国際的な活躍の可能性をより具体的なものとするための両国における課題等を共有し、議論するものである。







## Globalisation of Legal Practices – An Asian Perspective

22 June 2015, Monday 8.30am – 11.00am 55 Market Street, Level 3 Singapore 048941

#### **ABOUT THIS SEMINAR**

With globalisation of trade and the lowering of barriers to the supply of goods and services in many countries, it is inevitable that legal services will have to be liberalised as well in view of the proximity between trade and legal service and high dependency between the two. But to what extent has globalisation impacted the legal profession and affected the management of law firms or the way lawyers practise law? Is liberalisation of legal services a pre-requisite for attracting foreign investment or does foreign investment necessitates the liberalisation of legal services? How have law firms in Singapore and Japan, two of the most advanced economics in Asia, adapted to the changes brought on by globalisation?

Does Asia generally embrace arbitration and/or mediation? Does the diverse culture and ethnicity in Asia affects the choice of a party in selecting the way to resolve dispute.? Is arbitration still the 'preferred' choice of dispute resolution with the introduction of the new Singapore International Commercial Centre and Singapore International Mediation Centre. What are the future trends of arbitration?

In this seminar, the speakers will share from their insights on how globalisation affected the way law firms in Asia are managed, particularly Singapore and Japan, as well as future trends to look out for in the sphere of international arbitration and disputes resolution in Asia.

#### Learning Objectives:

- Learn the effects globalisation has on law firms and how law firms evolved to adapt to the changes.
- Learn how culture and ethnicity affect how disputes in Asia is resolved, and future trend of disputes resolution in Asia



No. of Public CPD Points: 2.0 Points (TBC)

Practice Area: Professional Skills

Training Level: General

#### **Programme Outline**

0.00	Designation (Description to recorded)
8:00am - 8.30am	Registration (Breakfast is provided)
8:30am to 8:40am	Address by Susumu Murakoshi – President, Japan Federation of Bar Associations
8:40am to 8:50am	Address by Thio Shen Yi, SC – President, The Law Society of Singapore
8.50am - 9.50am	Session 1 – Globalisation of Legal Practices Moderator: Kimitoshi Yabuki – Managing Partner, Yabuki Law Offices Speakers: 1) Yoshiaki Muto – Partner, Baker & McKenzie Gaikokuho Joint Enterprise (Tokyo, Japan) 2) Kelvin Wong – Partner, Allen & Gledhill LLP (Singapore)
9:50am to 10:05am	Tea Break
10:05am - 10.50am	Session 2 – International Arbitration and Mediation in Singapore and Asia Moderator: Lok Vi Ming, SC - Partner, Rodyk & Davidson LLP (Singapore) Speakers:  1) Chan Leng Sun, SC – Principal, Baker & McKenzie.Wong & Leow (Singapore)  2) Yoshihiro Takatori - Head Partner, Orrick (Tokyo, Japan)
10:50am to 11:00am	Signing of MOU between The Law Society of Singapore and Japan Federation of Bar Associations
	Dar Associations

### **Globalisation of Legal Practices – An Asian Perspective**

22 June 2015, Monday 8.30am – 11.00am 55 Market Street, Level 3 Singapore 048941

#### Speakers' Profiles

#### Session 1 - Globalisation of Legal Practices



#### Kimitoshi Yabuki - Managing Partner, Yabuki Law Offices (Tokyo, Japan) [Moderator]

Kimitoshi is the managing partner of Yabuki Law Offices, and, in his private practice, specializes in international and domestic antitrust and litigation practice. He has also expertise in corporate (including merger and acquisition), real estate, labour and intellectual property fields. He represents international and domestic clients in IT, IP, electronics, transportation, construction and other manufacturing industries in antitrust and competition fields, particularly in the cartel, bid-rigging, unfair trade practice, private monopolization and merger regulation cases. The recent international cartel cases in which he has been involved are, for example, airline fuel surcharge, DRAM, SRAM, marine hose, TFT-LCD, CRT, high voltage power cable, forwarder and auto-parts cases.

Kimitoshi has also been one of the leading figures in the international legal assistance activities in Japan. He is currently Chair of the Committee on International Relations and Chief of International Legal Cooperation Center of the said Committee at the Japan Federation of Bar Associations ("JFBA") and has been involved in various projects in Vietnam, Cambodia, Indonesia, Mongolia, Laos, etc.

Mr. Yabuki graduated from the University of Tokyo (LLB, 1982) and Columbia Law School, NY (LLM, 1991). He was admitted as an attorney-at-law in Japan (1987) and in New York (1992). He also worked as lawyer from abroad at Covington and Burling in Washington, DC and Brussels (1991-1993).



#### Yoshiaki Muto - Partner, Baker & McKenzie Gaikokuho Joint Enterprise (Tokyo, Japan)

Yoshiaki Muto is a partner of Baker & McKenzie Gaikokuho Joint Enterprise in Tokyo. Qualified in Japan and New York, U.S.A. and having more than two decades of experience in handling international corporate transactions, compliance and dispute matters, Mr. Muto was the Office Managing Partner and a member of the Asia Pacific Regional Council and the Global Policy Committee of Baker & McKenzie until December 2014, and is currently a member of the Office Management Committee and the lead partner of the Dispute Resolution Practice Group. Mr. Muto focuses his practice in the areas of domestic and international dispute resolution and legal risk counseling, including arbitration, litigation, investigation and compliance. He also advises on international trade, corporate and commercial transactional matters.

His recent publications include "Third Party Risks", Business Law Journal, November 2014, "Risks and Solutions on Disclosure of Internal Investigation Reports in International Commercial Arbitration Cases" (co-author), New Business Law Journal, October 2013, "Globalization of Product Recall Issues", New Business Law Journal, June 2013, and "New Era Of Business Law - From Localized Global Law Firm's Perspective", New Business Law Journal, May 2013. Mr. Muto has been recommended as a dispute resolution practitioner in Japan by PLC Which Lawyer and Global Counsel 3000, and is recently named a leading individual in the dispute resolution field by Chambers Asia and Asia Pacific Legal 500.



#### Kelvin Wong - Partner, Allen & Gledhill LLP (Singapore)

Kelvin is Head of the Corporate & Commercial Department at Allen & Gledhill LLP, Singapore, and heads the Firm's Energy, Infrastructure and Projects practice.

Kelvin regularly acts as counsel to key global and local players in the energy, gas, petrochemical and specialty gas production, waste treatment and disposal, water treatment and supply sectors. His expertise lies in advising on project structures and development, as well as advising on complex regulatory and transactional issues, and he is widely regarded as one of the leading lawyers in the projects arena. Kelvin possesses extensive knowledge of the energy and gas sectors in Singapore, having been actively involved in the restructuring of both industries. He frequently advises electricity and gas licensees and other industry participants on their business operations, including the generation/importation, transmission and retail of energy, gas and other utilities.

Kelvin graduated from the University of Nottingham with an LLB (Hons) degree in 1994. He qualified as a Barrister-at-Law at Bar of England and Wales, Middle Temple and is an Associate Member of the Chartered Institute of Arbitrators, England.

#### Globalisation of Legal Practices – An Asian Perspective

22 June 2015, Monday 8.30am – 11.00am 55 Market Street, Level 3 Singapore 048941

#### Session 2 - International Arbitration and Mediation in Singapore and Asia



#### Lok Vi Ming, SC - Partner, Rodyk & Davidson LLP (Singapore) [Moderator]

Vi Ming is a partner in Rodyk & Davidson LLP's Litigation & Arbitration Practice Group and heads the firm's Aviation Practice. He was appointed Senior Counsel in January 2005. Vi Ming is an internationally recognised aviation lawyer and is recognised in international publications as a leading international insurance lawyer. He has distinguished himself by pioneering what is widely recognised as the leading aviation insurance practice in Singapore. Vi Ming is consistently named in recent consecutive editions of the International Who's Who of Aviation Lawyers. Vi Ming is also featured in Euromoney Legal Media's Guide to the World's Leading Insurance and Reinsurance lawyers. He is a member of the International Advisory Panel of the Registry of Aircraft Parts established under the Cape Town Convention.

Vi Ming is a Fellow of the Singapore Academy of Law; a Board Member of the Singapore Institute of Legal Education; a Fellow of the Singapore Institute of Arbitrators and a panel Arbitrator with the Singapore International Arbitration Centre (SIAC) and other regional arbitration centres. Vi Ming is the Immediate Past President of The Law Society of Singapore, and Vice President of Singapore Academy of Law.



#### Chan Leng Sun, SC - Principal, Baker & McKenzie. Wong & Leow (Singapore)

Leng Sun heads the Dispute Resolution practice in Baker & McKenzie.Wong & Leow and is Baker & McKenzie's Asia Pacific Head of International Arbitration Practice. He is qualified in Malaysia, Singapore and England. Leng Sun was appointed Senior Counsel in January 2011. In addition to years of experience in maritime-related work, he has a broad commercial practice that covers international trade, insurance and company law.

Apart from being counsel, Leng Sun is a Chartered Arbitrator and is also on the panel of leading arbitral institutions. He is a Chairperson of the arbitration panel jointly appointed by the EU and Korea under the protocol on cultural cooperation of the Korea-EU FTA. Leng Sun is President of the Singapore Institute of Arbitrators (SIArb). He serves as the Deputy President of the Maintenance of Parents Tribunal. He is on the Advisory Panel of the Singapore Maritime Foundation. He is a member of the Committee on the Singapore International Commercial Court.

Leng Sun was a legal officer of the United Nations Compensation Commission in Geneva and a SIAC-CIAC Observer to the UNCITRAL Working Group on Arbitration. He is the author of the book *Singapore Law on Arbitral Awards* and Co-Editor of *Conflict of Laws in Arbitration*. Leng Sun has been recognized as a leading lawyer in legal and industry publications.



#### Yoshi Takatori - Head Partner, Orrick (Tokyo, Japan)

Yoshi Takatori is head partner of Orrick Tokyo Litigation and Arbitration. His practice focuses on crossborder dispute resolution including multi-jurisdictional litigation and international arbitration on intellectual property, product liability, anti-trust and commercial laws and compliance investigation. His clients include global companies including non-Japanese electronics manufacturers, pharmaceuticals, construction companies and trading companies.

He is an executive director of Japan Association of Arbitrators (JAA) and the co-convener of IArb. In addition, he is listed as a recommended arbitrator by the Japan Commercial Arbitration Association (JCAA).

Yoshi graduated with a LL.M. at Harvard Law School in 1998 and a LL.B. at Waseda University School of Law in 1989.

#### **Globalisation of Legal Practices – An Asian Perspective**

22 June 2015, Monday 8.30am - 11.00am 55 Market Street, Level 3 Singapore 048941

#### **Registration Details**

Membership Category	Fees (Inclusive of 7% GST and breakfast)
Law Society Members/ Members of JFBA	\$53.50

To register, please visit our website at: <a href="http://www.lawsoc.org.sg/home/tabid/56/ctl/viewdetail/mid/426/itemid/195/d/20150622/language/en-gb/Globalisation-of-Legal-Practices-%E2%80%93-An-Asian-Perspectives.aspx">http://www.lawsoc.org.sg/home/tabid/56/ctl/viewdetail/mid/426/itemid/195/d/20150622/language/en-gb/Globalisation-of-Legal-Practices-%E2%80%93-An-Asian-Perspectives.aspx</a>

Allocation of seats are on a first-come-first-served basis. Registration closes on 10 June 2015, or once seats are filled. Please note that full payment must be made before the date of the seminar. Any cancellation must be made in writing before the closing date, i.e. 10 June 2015. There will be no refund for any cancellation after the closing date.

For enquires, please contact us at <a href="mailto:cpd@lawsoc.org.sg">cpd@lawsoc.org.sg</a> or 6530 0230/ 239.

#### Admin Note to Singapore Practitioners in relation to the Mandatory CPD Scheme:

No of Public CPD Points: 2.0 Points Practice Area: Professional Skills Training Level: General

Participants who wish to claim CPD Points are reminded that they must comply strictly with the Attendance Policy set out in the CPD Guidelines. This includes signing in on arrival and signing out at the conclusion of the activity in the manner required by the organizer, and not being absent from the entire activity for more than 15 minutes. Participants who do not comply with the Attendance Policy will not be able to obtain CPD Points for attending the activity. Please refer to <a href="http://www.silecpdcentre.sg/">http://www.silecpdcentre.sg/</a> for more information.

Note: In the course of the workshops, seminar, conferences or events, photographs of participants/videos or interviews of the participants could be conducted by the Society, or its appointed vendors, for the purpose of post event publicity of the respective workshops, seminar, conferences or events, either in the Society's official publication/website or any third party's publication/website approved by the Society.

#### 2. 日本人弁護士との夕食会

#### (1) 夕食会の概要

セミナー前日の2015年6月21日(日)夜、中華料理のレストラン、Inperial Treasure Pecking Duck(Asia Square Tower 1)で日弁連側参加者及び現地日本人弁護士との会食を行った。当日は日曜日の夜にもかかわらず、現地から9名もの日本人弁護士の方にご参加いただき、シンガポールの特性、シンガポールの外国弁護士に対する規制、海外のリーガル・マーケットの状況、日本の法律事務所のあり方、日本企業の特徴等について、情報交換及び意見交換を行い、親睦を深めた。

現地の日本人弁護士からあがった意見を具体的にいくつか挙げると以下 の通りである。

#### (2) 現地日本人弁護士の意見

- ① 日本企業からは細かい質問をされることも多くその分時間もとられるので、(時間制報酬のため) どうしても報酬が高額となりがちである。しかし、そのような日本企業に限って報酬額が高いといわれるので困る。
- ② 日本企業の法務部に英語が堪能なインハウスの弁護士がいる場合、上記のような細かい質問はなくなるかもしれないが、そのようなインハウスが日本の法律事務所に依頼するかは疑問である。
- ③ 現在、シンガポールでは外国人のビザが取得しづらい状況にあり、日本からのスタッフを駐在させたいと思ってもなかなかビザが取れないこともあった。
- ④ 日本では外国法共同事業が認められ、また、外国法事務弁護士による日本法弁護士の雇用が可能であるなど、外国の法律事務所も日本法を扱うことが可能となっているが、シンガポールでは、外国の法律事務所が単独でシンガポール法のアドバイスを行うためには QFLP (Qualifying Foreign Law Practice) 資格を取得する必要がある。 QFLP 資格を取得するためには、いくつかの基準を満たす必要があり、また、この資格は5年で更新する必要がある。現在この資格を保有する日本の法律事務所はない。日本と比較し、シンガポールは規制が厳しいといえる。

- ⑤ 日本企業のシンガポール進出は3,4年前がピークで現在は一服した感がある。ローテクの製造業は周辺国へ移転している。
- ⑥ 海外で働く場合、特に現地法律事務所に直接採用されている場合、日本 での弁護士登録を継続する際に日本国内に事務所登録を行わないといけ ないのが困る。
- (7) 海外で執務する場合にも公益活動の義務を適用してはどうか。
- ⑧ QFLP 資格については、取得するにはメリットはないと考えているという意見と、規制緩和について積極的に考えているという双方の意見があった。

現地5大日系法律事務所を含む事務所から、日本人弁護士に参加いただき、現地での活動の実情や意見などを聞けたのは有意義であった。大手事務所とは異なる小規模の事務所の弁護士や現地法律事務所に直接採用されている弁護士などにもご参加いただき意見交換をできたら、なお充実した会となったと思われる。

#### 3. セミナー当日

#### (1) 第一セッション

#### **Globalisation of Legal Practices**

当セッションでは、弁護士の国際化をテーマに、弁護士会の役割、外国弁護士規制の在り方と各国規制の調和等について討議された。

武藤副センター長、Kelvin Wong 弁護士がパネリストを、矢吹センター 長がモデレーターを努めた。

近年シンガポールに進出する日本の法律事務所や同国で執務する日本法 (日本人)弁護士が増加傾向にあることや、シンガポールの法律事務所が 海外展開を積極的に推進している状況について、矢吹センター長より解説 がなされた。

#### 【Kelvin Wong 弁護士】

シンガポールの経済が発展し、東南アジアのハブとなるにつれ、国際的な法律問題が増加している。また、外弁規制の緩和により、シンガポールで活動する外国法弁護士、外弁事務所が激増している。またこれに加え、シンガポール国内においても弁護士を目指す若者が増加し、同国のリーガ

ルマーケットの競争は激化している。今後もこうした外国法弁護士、外弁 事務所のシンガポールへの流入、及び国内の弁護士数は増加するであろう と予測され、こうした、アジア全体を視野に入れた国際化について支援し ていくことがシンガポール弁護士会の課題である。

#### 【武藤副センター長】

日本においても急速な国際化の進展と国内リーガル・マーケットの競争激化によって法曹業界全体が、海外展開に非常に注目を行っている。しかし、日本は言語(英語)面でハードルがあること、法体系がコモンロー系ではないことから、シンガポールと比べてこの点シンガポールと比べると一般に訴訟以外の法律問題について弁護士を利用する意識が低いこと、特に中小企業が渉外的リーガル・サービスに十分アクセスできていないこと等の点を挙げ、これらの問題に対処するため、日弁連内外の各組織が活動していることを報告した。

外弁規制については、シンガポールは近年大幅に自由化され、シンガポール法業務についても現地法律事務所との共同事業形態をとれば取扱いが可能となり、Wong氏は現時点ではさらなる自由化は不要との認識を示した。しかし一方、日本では、外国法弁護士が日本法弁護士との共同事業のみならず日本法弁護士を雇用して日本法業務にあたらせることも許容されている点で世界的にも最も開放された市場になっているため、ここに若干の認識の差異がみられる。

#### (2) 第二セッション

International Arbitration and Mediation in Singapore and Asia

シンガポール法曹協会の前会長である Lok Vi Ming 弁護士がモデレーターを務め、シンガポール仲裁人協会(SIArb.)の会長である Chan Leng Sun 弁護士と高取弁護士がスピーカー・パネリストを務めた。

#### 【Lok Vi Ming 弁護士】

シンガポールにおける国際仲裁の重要性とその実務的な発展について紹介があり、その歴史的背景や文化的・経済的な諸条件の説明に加えて、地理的条件や中立な紛争解決地としてのメリット等の説明が導入としてなされた。

#### 【Chan 弁護士】

アジアにおける紛争解決地として、シンガポールが非常に重要な役割を 果たしている現状や、そのユーザーとして日本企業も含まれてきている傾 向等の説明があった。

#### 【高取弁護士】

日本における国際仲裁の利用状況、及び日本の企業を含む、日本関連の 国際仲裁の現状と課題について説明があった。日本において国際仲裁の利 用数が低い状況が続いている原因として、国際仲裁人の育成・トレーニン グの遅れがある点等が指摘された。また、近時の裁判所による国際仲裁判 断の取消事例等を紹介し、裁判所による国際仲裁実務への十分な理解と協 力や、国際仲裁人へのアクセスを高める必要性等を指摘した。

これらの指摘を受けて、3人のスピーカーにより、シンガポールと日本を含むアジアにおける国際仲裁実務をさらに発展させ、より利用しやすいものにしていくための具体的な方法、両国の仲裁実務家による協力の必要性等について意見交換が行われた。

・シンガポール国際商事裁判所(SICC)及びシンガポール国際調整センター(SIMC)について

#### 【Lok 弁護士】

シンガポールにおいて近時設立されたシンガポール国際商事裁判所(SICC)及びシンガポール国際調整センター(SIMC)の紹介がなされ、それらの設立目的、経緯、今後の発展の見通し等について説明があった。

#### 【Chan 弁護士】

それらの実務的メリット、及び日本を含むアジア諸国の中で、国際紛争解決センターとして、SIACとともに、相互に補完し合いながら、果たすべき役割と機能について説明がなされた。特に、Med-Arb-Med(調停一仲裁一調停)と呼ばれる形態の、柔軟な紛争解決、特に国際紛争解決におけるメリット、利用状況と展望の説明がなされた。

#### 【高取弁護士】

日本においては、裁判官が有効な調停人としての役割を担ってきている 歴史的な状況、紛争を穏便に解決すべし、とする日本の伝統的文化と調停 への親和性、その一方で、調停人と仲裁判断権者は同一であるべきとする 大陸法的な考え方と、別箇であるべきとするシンガポールのようなコモン ロー的発想の違いがある点等が説明された。 また、国際調停の発展のためには、国際調停を効果的に遂行できる国際 調停人の育成が急務であり、アジアにおいて国際紛争解決の一端を担うべ き日本の課題と、シンガポールにおける発展に見習うべき点等の指摘が行 われた。

以上の課題についての具体策の必要性、日本とシンガポールの更なる協力・提携関係の重要性について認識を共有し、意見交換を行った。また、参加されていたシンガポール在住の日本法弁護士からも、国際紛争解決地としてのシンガポールの重要性、日本企業による活用可能性、及び今後の日本の展望等についての意見が述べられ、非常に活発かつ有益な議論の場を持つことができた。

#### 4. シンガポール弁護士会との友好協定締結

セミナー第2セッションの終了後、村越進会長と Thio Shen Yiシンガポール弁護士会会長による友好協定調印式が行われた。これにより日弁連とシンガポール弁護士会との間で友好的な相互協力の強化に関する協定書が締結された。

続いて、Thio Shen Yi会 長、Kelvin Wong 副会長を含むシンガポール弁護士会Executive Committeeのメンバーとの昼食会が開催された。両国の法曹人口、ロースクール、司法試験制度、弁護士会の仕組みと活動、日本食等、様々な話題を通じて交流を深めた。昼食後は、シンガポール弁護士会前会長のLok氏に同会の会館を案内していただき、両会の機関構成等について情報交換を行った。

#### 5. 日本大使館表敬訪問

在シンガポール日本大使館を訪問し、竹内春久特命全権大使らと面会した。

シンガポールにおける日本の法曹有資格者の活動から、現地における外 弁規制の解説、現地における日系企業や邦人個人の活動の実情、それに対 応する法的支援の実情、問題点等の説明を行った。竹内大使からは、シン ガポールおける邦人数は増加の一途をたどっており、今後、現地で日本の 法曹有資格者により法的支援の充実がなされることを期待するとのご意見 を頂いた。

#### 6. 日本弁護士連合会 村越会長の談話2

<シンガポールはすごい>

6月20日から22日までの間、日弁連の法律サービス展開本部国際業務推 進センターの委員などと、シンガポールを訪問しました。

目的は、シンガポール弁護士会と日弁連の共同セミナーを開催することと、 両弁護士会の友好協定を締結することでした。

シンガポールは、今や、アジアにおける経済、貿易、金融の中心・ハブとして大きく発展し、リーガルサービスの面でも、国際仲裁、国際調停、国際商事裁判の機能を飛躍的に強化しています。今回、シンガポール国際仲裁センターを訪問してお話をお聞きしましたが、年間二百数十件の申し立てがあり、世界有数の取扱件数を誇るまでになっています。

また、シンガポールには、日本企業約3000社が進出していると言われており、3万6000人以上の日本人が居住しています。そうした企業や在留邦人の法的ニーズに応えるべく、ここ数年、日本の法律事務所もシンガポールに事務所を開設するようになりました。様々な資格や立場で現地で活躍する日本人弁護士も、数年前の一桁から今では80名近くになったそうです。今回は、そうした日本人弁護士との懇談と意見交換の機会を持つこともできました。

日弁連は、弁護士と弁護士会の国際化を進めるという方針を掲げています。 海外展開をする中小企業に寄り添い、また海外で暮らす日本人の相談にも応 じることができる、国際競争力の強い弁護士集団を養成していくことが、私 の大きな夢です。

中国や韓国は、半ば国策として世界で活躍できる弁護士の大量養成と国際展開を進めています。また、国際会議等でお会いする世界各国の弁護士は、国際活動と国際的なビジネスに対し、強い意欲と情熱を持っています。

日本の弁護士にも、内向き指向を克服し、グローバルに視野を拡げて世界と 勝負する気概が必要ではないでしょうか。若い弁護士に期待するところ大で す。

> 2015年(平成27年)7月1日 日本弁護士連合会会長 村越 進(むらこし すすむ)

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup>日弁連 HP「会長からのご挨拶(2015年7月1日) http://www.nichibenren.or.jp/jfba\_info/organization/message/salute\_index/150701.html

#### 第三. 在シンガポール大使館との意見交換

在シンガポール大使館と、ご意見交換させて頂いた。

現地日系企業、邦人個人の支援という観点からは、現地大使館にもシンガポールの現状を把握して頂くことは非常に重要だと考えたため、昨年度の調査結果等も含め、現地の外弁規制、法的支援のニーズ等についての情報を共有した。

現地の外弁規制、またどういった日系法律事務所がシンガポールに進出しているのかという基本情報もご存知ではなかったため、こちらの調査報告を説明するのに終始してしまった感がある。大使館で日本人コミュニティに対してどういった支援を行っているのかという点についてもお聞きしたかったのであるが、あえなく時間切れとなってしまった。

意見交換中、以下の感想・ご意見を頂いた。

- ・現地在留邦人からの法律問題の相談は、月に1回くらいの頻度ではある。 多くは刑事事件の加害者として逮捕されてしまったという相談である。 筆者の無料相談への協力もしてくださるとのこと。
- ・上記のような相談が持ち込まれても大使館でできることは限られている ため、邦人個人の相談を受ける弁護士が増えることはいいことだと思う。 ただし、すべて公的な資金でまかなうというのは難しい。
- ・現地の資格を取ることも非常に有効だと思う。
- ・外弁規制緩和のための交渉は行う余地はあると思う。(但し法務省が交渉すべき)ただ、それには外弁規制緩和を日系法律事務所が強く望んでいるという意見をまとめるのがいいと思う。
- ・在留邦人への法律問題セミナーなどを開催したいと思っていることをお 伝えしたところ、大使館の協力という形ですることはできるとのご回答 をいただいた。

外務省では、在外公館に邦人個人支援対策として、弁護士(専門家)の 配置を進めており、こうした動きがシンガポールも含めた日本人コミュニ ティの多い国から実施されることを期待したい<sup>3</sup>。

<sup>3</sup>外務省は、平成28年8月より任期付外務省職員の臨時募集を行っている。(在フィリピン日本国大使館勤務,領事分野)常勤の国家公務員として採用され,採用後は領事分野の担

#### 第四. 無料法律相談の実施

#### 1. 邦人個人案件対応の必要性

昨年度の調査結果より、多くの邦人が法律問題に巻き込まれていることが明らかとなった。しかし既知のとおり、こちらの日本法弁護士は企業法務を専門としており、邦人個人の案件は扱っていない。筆者も個人的に法律トラブルに巻き込まれた話を聞くなどし、潜在的なニーズは多くあると強く推察されるものの、これに対応する日本法弁護士がほとんどいないという問題点が浮き彫りとなっていた。

個人案件は企業法務に比べてフィーが低いこと、又現地の外弁規制によって終局的に解決するまで日本法弁護士が担当できないことが、日本法弁護士が個人案件に難色を示す状況に拍車をかけている。

こうした状況を改善すべく、当職は様々な形での邦人個人の法的支援の 方策を思案している。その一つである無料法律相談をまずは実施できない かと数名の弁護士に打診してみた。回答としては、「積極的にやろうとは 思わないが、絶対にやりたくないというわけでもない。」「弁護士である 以上やっても良いと思う。」「事務所の方針とも合わないし、外弁規制の 問題もあるので、仕事として成り立つと思えない。」など種々の反応を得 た。

現時点において、課題は山積みではあるが、上述のとおり、潜在的に法的支援のニーズがある以上、これらのニーズに対する対応策を講じる必要はあり、この点こそ本調査業務の本質である。そこで、どれくらいの法的支援のニーズがあるのか、その量的・質的調査、外弁規制の下において日本法弁護士がどういった支援活動を行えるのかについての詳細かつ具体的な調査を行うべく、筆者において邦人個人を対象とした無料法律相談及びその後の対応を行うこととした。

#### 2. 具体的相談事例紹介

当官として,採用期間を通じて在外公館(在フィリピン日本国大使館)に勤務し,邦人保護業務(邦人保護にかかる現地関係当局との調整業務,拘束された邦人との面会及び支援業務)を中心に担当します。給与及び諸手当は「一般職の職員の給与に関する法律」の規定に基づき,各人のこれまでの経歴に則した格付けを行った後に決定され支給される。

#### 事例1 〈交通事故〉4

#### (1) 相談者

シンガポールに移住して9ヶ月である。まつげのエクステンションをする美容系の仕事をしている。

#### (2) 事案の概要

2015年4月8日午前6時ころ、信号が青に変わったのを確認した後、 横断歩道を横断中、右折してきた車に轢かれた。被害者はその後意識を失 ったため、救急車が到着するまでの意識はない。ローカルの救急病院に運 ばれた後、CT スキャンや X 線検査等をし、怪我の治療を行った。左側か らの衝突だったため、左側頭部を5針縫うなど左半身にかなりの重傷を負 っていた。治療後の容態は安定していたため翌日退院はできた。しかし、 2~3日後首に強い痛みを感じ、当初治療を行ったローカル系の病院では 言葉が通じないことに不安を感じたため、今度は日系クリニックに治療を お願いした。首の激痛はむち打ち症との診断であり、院外の専門医も紹介 してもらい、事故から6週間たった今も同日系クリニックと専門医両方の 通院している。被害者は、まつげのエクステンションを行う美容系の仕事 をしており、首を下向きに固定したまま長時間集中するという仕事をして いる。そのため、むち打ち症が完治していない状態では、仕事に復帰して はいけないという専門医の指導もあり、事故から6週間たった時点におい てもメディカルリーブをとっている。専門医からは全治6~8週間と診断 された。

現在も首の状態は良くなく、仕事をするにはかなりの負担になるだろうと思われるが、これ以上仕事を休むと会社にも迷惑がかけてしまうし、また収入がないことも非常に苦しいため、来週あたりから仕事に復帰しようと思っている。

治療費や通院の交通費など合わせると総額6000ドル以上になる。これについては、被害者が加入している保険会社が支払っているため、被害者個人で支払っていないが、5月22日に契約が切れてしまうため、更新できなければその後自己負担となる可能性もあり、不安である。

#### (3)無料相談までの経緯

\_

<sup>4</sup>本相談については、現地で執務する日本法弁護士が対応している。

事故後すぐに治療を行ったローカルの病院での治療費は、加害者全て払ってくれた。(後に、確認すべき事項と判明)

その後現在までかかっている治療費、休業補償については、加害者の保険会社とは全額支払うという話になっている。ただし、金額が全額確定してからでないと支払われないと言われた。また、慰謝料についても請求したいが、どれくらいの額を請求して良いかもわからないため、具体的な話はまだしていない。加害者の保険範囲をきいてみたが、教えてはもらえなかった。

1ヶ月以上仕事もできず、上記のとおり、金額が確定しないと休業補償も支払われないため、現在収入が全くない状態である。現在もまだ首の治療は続いているため、治療費がいつ確定するかも明確ではない。そのため、既に支払った治療費や確定した休業補償費のみでも、支払ってもらえないか交渉してみたところ、支払い金額が決定してからでないと無理と強く言われ、全く取り合ってもらえなかった。英語もそれほど得意というわけではないため、早口でまくし立てられると何を言っているかわからず、それも相手方は分かった上で、こういった対応しているように思えた。

自分で交渉など全て行うことにも限界を感じてきたため、一度ローカルの弁護士に相談に行ったが、やはり英語では言いたいことがほとんど伝えられなかったことや、外国人ということで親身になってもらえていないという印象、また文化的な感覚の違いも強く感じ、非常に不安が大きかったため正式な依頼は行わなかった。

こちらに全く過失がない被害者であるはずなのに、なぜこのような思いをしなければいけないのか、と毎日非常に苦しく、自分で保険会社との交渉などを行うことも、精神的に限界を感じた。今回、日本法弁護士に無料相談できるということで、ぜひ話を聞いてもらいたいという強い思いから相談をお願いした。

#### (4) 相談内容のまとめ

#### ①問題点

#### i. 事故後すぐの病院での治療費

事故後すぐに治療を行った病院の治療費は加害者から全額支払われたという話であったが、病院からの請求書を確認したところ、請求額の一部のみ(1100ドルのうち445ドル)しか支払われておらず、残りは被害者への請求という形で記載されていることが判明した。

#### ii. その他の治療費

現在もまだ通院中であり、治療費全額が確定していない。

#### iii. 休業補償

現在、収入がないことが一番困っている点である。来週から仕事に復帰する予定であるため、休業補償額が確定した時点ですぐに支払ってほしいという強い希望がある。

#### iii. 慰謝料

はじめは慰謝料のことは考えていなかったが、周りの友人などから請求した方がいいと言われたため、請求しようと思った。どれくらいの額を請求していいかはわからない。法外な金額を請求するつもりはもちろんなく、事故によって自分が負った精神的負担などに見合った金額を、謝罪の意味も込めて支払ってもらいたい。加害者が加入している保険の付保範囲を教えてもらえなかったため、慰謝料も保険で支払われるのかは分からない。

#### ②依頼内容の整理と今後の流れ

#### i. 弁護士への依頼

相談者には、日本法弁護士はシンガポール法を扱えないため、話を整理した上でシンガポール法弁護士を雇う必要があるということを説明した。その上で、相談者はすでに自分で交渉することにも限界を感じ、また自分でシンガポール法弁護士を探して英語で自分の言いたいことを伝えるといことも相当な負担であると感じているため、弁護士に任せたいとの意向であった。費用面に関しては、企業法務と同様のタイムチャージ制では、非常に高額となるため、相談を行った弁護士は、事務所の許可を得た上で、タイムチャージ制とは異なる弁護士費用の設定ができるよう努力するとのことであった。また、依頼するシンガポール法弁護士も、普段付き合いのある法律事務所などは、同じく企業法務を行う大手の法律事務所ばかりであり、日本法弁護士と同等以上に高額なタイムチャージ制であるため、個

人案件を多く担当している、いわゆる「街弁」を探して依頼を行うことと なった。

相談者は、裁判にまで持ち込むことは望んでいない。そのため、まずは 書面によって相手方への請求を行う方針である。

#### ii. 事故後すぐの病院での治療費

請求書の記載においては、一部しか支払われていないこととなっているため、この点相談者自身に病院と加害者双方に確認するようにと指示した。

#### iii. その他の治療費

専門医の意見通り、全治8週間を基準に治療費を確定することもできるが、仕事に復帰した場合に症状が悪化することも懸念されるため、この点相談者には治療費の確定は少し様子を見た方がいいと思うとアドバイスを行った。また支払った分のみ請求するという一部請求を相談者は望んでいるが、加害者側がこれに難色を示す可能性が高く、結果交渉全体がスムーズに行かない可能性があるため、この一部請求については今後相談者と話し合って検討することとした。

#### iv. 休業補償

休業補償に関しては、仕事に復帰すれば確定されるものであるため、治療費確定を待たずに請求する。

#### v. 慰謝料

慰謝料については、怪我の程度などから過去の判例等に照らして相当な 額を請求することとする。

#### <その後の経緯>

#### i. 怪我の経過

首の状態は完治とまでは至っておらず、理学療法などを行うために週に 一回は通院している。首の専門医の通院は行っていない。医者には、事故 の影響なのか仕事の影響なのかは分からないと言われている。

#### ii. 契約について

前回、無料相談を行った日本法弁護士に交通事故に強いローカルの弁護士を探してもらった。一度本人から事情を聞きたいといわれたため、5月22日にローカル弁護士の事務所を訪れて話を聞いてもらった。 6月8日に、日本法弁護士とローカルの弁護士双方との契約を結んだ。

#### iii. 弁護士費用について

弁護士費用に関しては、自分が現地採用の外国人であると言うことを考慮してもらい、相手方の保険会社への請求の一部に入れてもらっている。 加害者側保険会社より最終的に支払われた金額の1割を支払うと言うこと になっているが、日本法弁護士とローカル弁護士の費用の分配などがどういう形で処理されるのかは自分はよく分からない。

#### iv. 事案の処理

相談者の話の内容から、相手方保険会社への請求金額をローカルの弁護士が内容証明のような形に起案してくれた。金額は相談者が想定していたよりかなりの高額となっていたため、心配になってローカルの弁護士に聞いたところ、今後の交渉によって下げていく予定であり、最初は多めに請求しているとのことであった。

現地弁護士の印象は当初は悪くなかったものの、その後の対応には納得がいかない部分もある。同弁護士からのレスポンスが非常に悪く、案件の進みが遅い。電話しても出ない、メールの返信も遅いため、間に入っている日本人弁護士も相当催促しているようだが、単純なやりとりが進むのに1ヶ月単位でかかる。

現地弁護士からは、訴訟をすれば裁判所が間に入って期日を決めてやりとりを行うため、このまま交渉を行うより早く事案解決ができると言われている。当初は訴訟までは全く考えていなかったので、非常に悩ましいが、シンガポールでは訴訟は日本ほど重く考えなくてもいいとのことなので、検討してみたい。

また、賠償額の総額が当シンガポール人弁護士の見積では、80,00 0シンガポールドル以上と非常に高額となっている。日本では交通事故の 慰謝料の算定基準などが明確化されているためわかりやすいが、シンガポ ールにおける慰謝料の相場観などが分からず、この点も訴訟を行う意味が あるのか踏ん切りがつかない原因にもなっている。

そこで、相談者に現地の無料法律相談があることを紹介し、他の弁護士 に慰謝料の相場などを聞いてみることを勧めた。相談者本人において後日、 無料相談にいったところ、日本のように交通事故の慰謝料の算定基準など はなく、やはりすべてケースバイケースで決められるとの回答を得た。

その後も、現地弁護士の対応が遅いことがかなりのストレスとなり、解任したいと考えるほどとなっている。このまま交渉を続けていても、解決に時間がかかるのは目に見えているため、仲介役の日本法弁護士と現地弁護士、相談者において協議し、訴訟提起することとした。

#### (4) 相談者の意見・感想

#### ①全体の感想

「日本人の弁護士に話を聞いてもらえて、非常にありがたかった。事故後ずっと抱えていた不安やストレスが一気に解消され、久しぶりに心が晴れた。自分のようなケースは氷山の一角にすぎず、潜在的に同じような悩みを抱えている人は絶対に多くいるはずである。周囲の者に、シンガポールの日本法弁護士は企業しか相手にしていないから、個人なんか相手にしてくれないだろうと言われ、どうしたらいいか途方にくれていたが、今回このように相談することができて大変嬉しかった。こうした形の法的支援は、あればいいという程度のものではなく『絶対に必要だ』と声を大にして言いたい。」と今回の無料相談の価値を非常に高く評価していた。また当職が同席したのは調査の一環であったものの、相談者は女性ということもあり、女性弁護士が付き添ってくれたことも非常に心強く嬉しかったとのことである。

前回も話したが、今回このように相談を行ってもらい、また日本法弁護士に間に入ってもらっての事案の解決ができたというのは本当に有難く思っている。今回弊職に会っていなければ、泣き寝入りしていたことは間違いない。相談者以外にも、「海外なのでしょうがない。」と泣き寝入りしている邦人は日常的に多いはずである。

普段の生活では外国人であることで不利益を受けているということは感じていなかったが、何かこうした問題に巻き込まれて初めて外国人であることによって不利益的扱いを受けているということを感じた。警察も加害者がシンガポール人で自分が外国人であったため、相手方の取り調べもきちんとされていない印象を受けた。

自分一人で悩んでいたときに比べれば非常に精神的に楽である。事案の解決に時間が少しかかっているという印象はあるが、総じて非常に満足している。こうした邦人個人の法的支援制度が整備されることは、絶対に必要であると改めて言いたい。

#### ②日本法弁護士に関して

日本法弁護士には、主に通訳や法律専門用語の解説・翻訳などを行ってもらっている。自分一人でローカル弁護士とやりとりを行うのは非常に困難なため、日本法弁護士に間に入ってもらえて非常に助かっている。 企業法務で忙しいにも関わらず、レスポンスも早いし、非常に有難いと思う。

#### ③ローカル弁護士の印象

当該ローカル弁護士が一人でオープンしている事務所である。事務所の 場所もオフィス街ではなく、ショップハウスにあり、当初はすごく驚いた。 弁護士本人もラフなシャツを着ているなどかなりフランクな印象である。 日系法律事務所のような、いかにも法律事務所というところとは大きく異 なる。

仕事に関しては非常に満足している。初回の面談時より、事故の態様をはじめ、怪我の箇所によって請求金額が異なるため、どこに怪我を負ったのかなど質問内容が専門的で的確であった。日本法弁護士も同現地法弁護士を直接知っていたわけではないようだったが、交通事故専門の弁護士だろうという印象を語っていた。

このように事案の処理も的確で、方針もきちんと示してくれるため、非常に安心して任せられる。以前に知人の紹介で別の法律事務所に相談に行ったときとはかなり自分の心情も異なる。というのも、前回のローカル弁護士は、質問などあまりされることはなく、どうしたいのかという意向ばかりを聞かれた。自分は法律の素人であるし、ましてや外国での法的問題などどうしたらいのかなどわからないから相談をしているため、方針を示してくれる今回の弁護士の方が非常に頼りになる。また、前回は、相談に

行った際、4~5名の弁護士に囲まれていたため威圧感が非常に大きく、 あまり言いたいことが言えなかった。今回のような、こじんまりとした事 務所で、フランクな弁護士のほうが話しやすい。そういう意味では、日系 法律事務所のような大きなオフィスでスーツを着て「いかにも弁護士」と いう印象もかなり緊張してしまう。初回の相談時にも、弊職が同行したの としていないのとでは全然違っていたと思う。

同シンガポール法弁護士は、対応が遅いなどの不満点はあるものの、実際に会って話をすると、非常に親身になって話を聞いてくれる。仕事のスタンスが少し遅いのがストレスとなったが、事務的ではなく、こちらの話をしっかり聞いてくれる弁護士に対応してもらえたのは良かったと思う。

#### ④法律相談場所について

最後に、こうした邦人個人を対象とした相談場所がどこにあれば良いか に付き意見を聞いてみた。

日本人会は、会員でないと行けないという印象もあるし、また少し不便な場所にあるため行きにくい。また、日本人に会う可能性が大きいことを考えるとあまり良い場所ではないと思う。また大使館は、敷居が高すぎるため絶対に行きたくない。日系法律事務所のようなオフィスタワーに行くのも緊張する。それよりは、どこかのカフェなどで話を聞いてもらう方がいい。レンタルオフィスなどもいいと思う。

インターネットやメールでの相談よりはやはり直接会った上で相談を行える方がいい。

#### ⑤その他の法律サービスについて

シンガポールにきて1年ほどになるため、日常生活に関する法律問題で 特段知りたいという問題はない。それよりも、例えば労務問題などの仕事 に関係する問題の方が知りたい。もしセミナーなどを開催するならそうし た情報が聞けると良い。

#### 事例2. <家のオーナーとのトラブル>

#### (1) 相談者

日本人男性。企業の派遣により駐在している駐在員である。

#### (2) 事案の概要

HDB(公団住宅)をシェアルームで借りている日本人男性(以下、「同男性」という。)が、当該ユニットが掃除もされず非常に汚かったので、マスタールームに住んでいるオーナーに部屋の掃除をしたいと告げた。同男性がオーナーに、「大事なものは別の場所に保管しておいてください。」と告げたところ、オーナーからは「了解した。」との連絡が入った。(ちなみに同オーナーは日本語の読み書きもでき、会話も概ね問題はない。)

その後、同男性が、廊下におかれていた冊子を捨ててもよいものだと思い廃棄したところ、本冊子はオーナー所有の非常に大事なものであったことが判明した。オーナーとともに、廃棄所などに行って探したがすでに遅く、見つける事はできなかった。警察にも相談しにいったが、「どうしようもない、不用意に廊下においていたオーナーが悪いのだから謝罪して許してもらえ。」と言われた。

オーナー曰く、本冊子の中には、中国の古い切手やオーナーの思い出の 手紙や写真が入っていたとのことである。思い出のものを捨てられたオーナーは非常に感情的になって取り乱し、「切手を全て買い直せ。金銭を支払って弁償しろ。」等の要求を行ってきた。

オーナーの要求した額は、100,000**SGD**(900万円相当)である。

同男性も自分に非が合ったことは認め、いくらかの賠償は行うたいと思って入るが、100, 000 SGD は高額にすぎるため、なんとかならないかと相談に来た。

#### (3) 相談後の経緯

当人同士、非常に感情的になっているため、当人同士での話し合いは難しいと考えた。

シンガポール人弁護士への依頼をするか訪ねたところ、男性も、高い弁 護士費用をかけて裁判する余裕はないとのことであるため、費用も安く簡 易な手続きである調停制度を利用することを提案した。

#### (4)シンガポールの調停制度

シンガポールには目的に合わせて種々の調停制度がある。

#### ①Commercial Mediation (CM)

Singapore Mediation Center(以下、「SMC」という。)管轄下の調停制度である。この SMC は、Singapore Academy of Law(シンガポール法曹協会)が運営する非営利団体である。

**Commercial Mediation** は争いの金額が6000**SGD** 以上の案件を扱う。 名前の通り、企業間の紛争を扱う事を想定している。

#### <Commercial Mediation 調停費用>

請求の金額 (S\$)	調停費用 (S\$)
Above 60,000 to 100,000	\$963 (inclusive of GST) per party per day
Above 100,000 up to 250,000	\$1,284 (inclusive of GST) per party per day
Above 250,000 up to 500,000	\$2,782 (inclusive of GST) per party per day
Above 500,000 up to 1,000,000	\$3,317 (inclusive of GST) per party per day
Above 1,000,000 up to 2,500,000	\$3,852 (inclusive of GST) per party per day
Above 2,500,000 up to 5,000,000	\$4,173 (inclusive of GST) per party per day
Above 5,000,000	\$4,601 (inclusive of GST) per party per day

本調停制度の売りは、時間とコストの削減である。同ウェブサイトによると、調停合意に至ったケースの90%以上の案件が一日で解決しているとの統計が出ている。

当然、代理人の同行も可能(必要)である。また企業間の争いを想定しているという事案の性質から調停委員の高い専門性も担保されている。

#### ②Small Case Commercial Mediation Scheme (SCCMS)

本 **SCCMS** は、**SMC** が管轄する調停制度で、争いの額が60000ドル以下のものを扱う。

#### <SCCMC 調停費用>

請求金額 (S\$)	調停費用 (S\$) (請求金額にかかわらず、最初の2時間は無料)	
Up to \$20,000	\$80.25 (inclusive of GST) per party per hour or part thereof from the 3rd hour onwards	
Above \$20,000 up \$107 (inclusive of GST) per party per hour or part thereof		

to \$40,000	from the 3rd hour onwards
Above \$40,000 up	\$160.50 (inclusive of GST) per party per hour or part
to \$60,000	thereof from the 3rd hour onwards

本 SCCMS 制度も、時間とコストの削減が可能である。また費用も上記 CM と比較してかなりリーズナブルな設定となっている。

SMC の職員に確認したところ、SMC 自体には同行者に制限を設けておらず、日本人弁護士が同行することも可能との事である。(但し、外弁規制には従う必要があると思量する。)

#### ③Community Mediation Center (CMC)

この CMC は、上記 SMC とは異なり、Ministry of Law (法務省) 管轄の調停制度である。

「Community」という名が付いていることからも明らかな通り、隣人、 友人・知人、同僚、親族、大家とテナントなど、今後も継続的な関係性を 保持していく当事者間の争いに適した制度である。

本 CMC は、調停委員のボランティアによって運営されており、費用も申請費用の<u>5ドルのみ</u>しかかからない。市民が非常に利用し易い制度となっている。

利用にあたっては、係争物の価額が5000ドル以下という制限がある。 (もっとも、この上限額について厳格に運営されているわけではない。)

#### CMC で解決できる紛争の具体例5

#### a) 近隣関係

- Noise generated from activities inside a place of residence
- Noise generated from activities along common property
- Obstruction or misuse of common corridor or property
- Dripping of water from wet laundry and other sources

#### b) 家族・親族

• Disagreement on living arrangements

٠

<sup>5</sup> CMC ウェブサイトより

- Care of and maintenance arrangement for the elderly, sick or disabled family members
- Utterance of unacceptable words
- Display of unacceptable behaviour or conduct
- Interest-free monetary matter based on verbal agreement involving less than \$\$5000

#### c) 友人関係

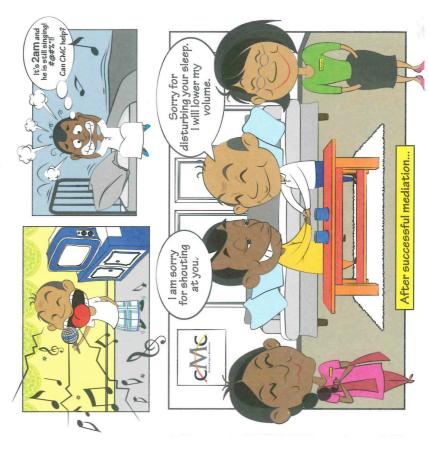
- Utterance of unacceptable words
- Display of unacceptable behaviour or conduct
- Interest-free monetary matter based on verbal agreement involving less than \$\$5000

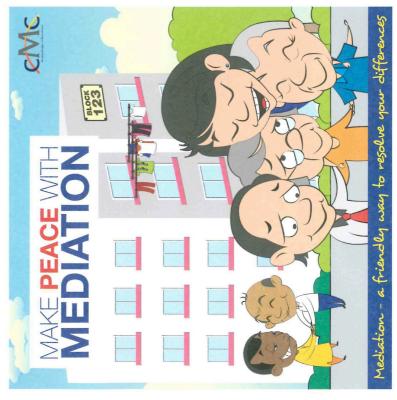
#### d) 同僚

- Utterance of unacceptable words
- Display of unacceptable behaviour or conduct
- Interest-free monetary matter based on verbal agreement involving less than \$\$5000

#### e) 大家とテナント、共有テナント

- Disagreement on living arrangements
- Utterance of unacceptable words
- Display of unacceptable behaviour or conduct
- Interest-free monetary matter based on verbal agreement involving less than \$\$5000







# What is M-E-D-I-A-T-I-O-N at the CMC?

- ✓ Mediation is an alternative dispute resolution facilitates discussions to help disputants reach process where a neutral party - the mediator, a solution to the issues in a dispute.
- arrange for a mediation session if ALL parties involved in the dispute agree to mediate. ✓ Mediation at the CMC is voluntary. We will
- Mediators do not decide on the outcome of a During mediation, mediators will explain the process to the parties and facilitate discussions to help the parties find a common ground.
- When a settlement is reached at the end of the session, parties will sign an agreement, which is like a private contract



# Why should I try mediation?

- Private and confidential Saves time and cost
- (Each mediation session usually lasts between 1 to 2 hours and the dispute can be resolved within one session. The only cost to be incurred is a \$5 administrative fee, which will be paid by the complainant.)
  - Flexible and informal
- Seeks win-win solutions
- Preserves post-conflict relationships

# How do I know if my case is suitable for mediation?

- The CMC provides mediation services to resolve disputes. Some examples of common disputes are: social and community relational,
  - noise pollution, laundry dripping Neighbour disputes e.g. corridor obstruction and etc.
- Family disputes e.g. living arrangements for aged parent(s) and monetary issues.
- You are encouraged to contact us if you are unsure whether your case is suitable for

# CMC? 那是什么?

社区调解中心的英文缩写为CMC(Community Mediation Centre),隶属于律政部属下的社区调解组。中心负责提供社 区调解服务,协助建设一个更和谐、文明与优雅的社会。



什么是调解?

为什么我应该尝试接受调解? 人人及保密的调解过程

- ▼ 调解是另一种解决纠纷的方式,其程序为: 由中立的第三方(也称为调解员)协调涉及 纠纷的各造展开讨论,以便双方能够就有关 问题达致解决方案
- 社区调解中心所提供的调解服务属于自愿参加性质。因此,中心职员只有在所有涉及纠纷的各造同意接受调解的情况下,才能安排 在中心进行调解会议。

纷一般可在一次会议内解决。调解服务仅收取5元的行政费 由允许十二

节省时间和金钱

2

- 在调解会议上,调解员将为双方解释调解过程,并为双方协调讨论事宜,以协助他们寻求共识。调解员不会仲裁个案的结果。
- 如果各造能取得共识,达成双方都同意的解 决方案,他们将签署一份协议书,这份协议 书可被视为具有法律约束力的私人合约。

✓ 社区调解中心主要帮助处理有关人际关系、社会或社区的纠纷。中心协助调解的常见纠纷的包括:

我如何知道自己的个案是否适合进行调解?

双方和解后可保持较友好关系

寻求双驘的解决方案

既灵活又非正式

1



例如: 因年迈父母的生活起

家庭纠纷,例如:因年迈居安排或金钱等引起的纠纷。

走廊堆积杂

因噪音、



#### (5) CMC 利用までの流れ

上記、SCCMS と電話で相談を行っている時に、本件が大家とテナント間の問題であることから、本 CMC 制度の利用を勧められた。

CMC へ問い合わせを行ったところ、まず争いの額を5000ドル以上に下げる必要がある、この金額以上の争いには対応できないとの説明を受けた。

そこで同男性に対し、これらの調停制度の案内を行った。

①調停費用の観点から CM の利用はできない、②オーナーも弁護士費用 や高い調停費用をかけるほどの金銭的余裕はない、③同男性は今後もこの 部屋を継続的に借り続けたいという関係の修復も希望しているなどの総合 的な事情を考慮し、やはり CMC が最も適切な制度であろうと考え、同男性からオーナーに CMC 利用を検討してもらえないか打診するよう勧めた。

争いの金額に相当大きなひらきがあったため、オーナーが納得するのは難しいであろうと予想していたが、同男性が打診してから一週間ほどして同オーナー側から「CMC に行って、手続きの申し込みをしてきた。」との連絡があった。(この点については、CMC の調停委員が説得を行ってくれたものと考えている。)

その後、CMC から Invitation レターが同男性に届き、これに対して利用を行うとの返信を行い、その後 CMC より同男性に調停の日程についての再度案内が届いた。その間、CMC 職員より筆者に、下記に記載する通訳としての同行は可能かという問い合わせの電話もあった。

#### (6) CMC への日本人弁護士の同行の可否

CMC に対し、代理人の同行は可能かとの問い合わせを行ったところ、まず本制度の趣旨から当人同士の話し合いを想定しており、代理人の同行は(シンガポール法弁護士でも)認められていないとの回答であった。

それでは、通訳の同行は可能かとの問い合わせを行ったところ、当初「本調停手続きは英語で行われるため、日本人とシンガポール人との紛争でも、通訳は必要ない。」との回答が来た。(この点、日本人の英語力に関して誤解があるようである。)日本人は英語のネイティブスピーカーではなく通訳は必ず必要である、と通訳の必要性を説いたところ、費用を自己負担するのであれば同行は可能との許可を得た。

#### (7) CMC 手続当日

#### ①手続の流れ

当日は、手続き開始15分前にCMCに行って案内を待つ。CMC建物内への持ち物検査などは非常に厳しく、飲み物の持ち込みもできない。

順番が来たら、まず両当事者が同時に部屋に入る。部屋の中には、キャンディーや水などが置かれており、当事者が非常にリラックスできる雰囲気である。女性と男性の調停委員2名が同席した。調停委員1名より、手続きについての説明が英語、中国語両方で行われる。同調停委員は非常に明朗快活、穏やかな人柄であることが一見して分かる。

都度、通訳による説明が可能であった。主な説明は以下の通りである。

- CMC 手続きは裁判手続きとは異なる
- 手続き内で両当事者が話した内容が後の裁判手続きでの証拠となることはない。(手続き内では自由に話して良い。)
- 最終的な合意書面は、裁判手続での証拠となる。

まずは、申立人である相手方当事者から事案の説明が行われた。申立人は英語が話せず、中国語での説明であったため、こちらは全く理解ができなかった。相当な長時間事案の説明(感情的な話)が行われたが両調停委員は非常に真摯に話を聞いていた。話が終わらないため、調停委員より中断があり、申立人が日本語を話せるという事もあり、日本語で同様に事案の説明を行うようにとの指示があった。

同男性は謝罪も行い、ある程度の賠償も行いたいとの意思を示した。争いの中心はその金額である。申立人は100000シンガポールドルの要求を行った。この点、事前の確認では、CMCにおいては、5000シンガポールドル以上の係争は扱えないとの説明をたびたび受けていたが、本手続きの調停委員は、金額はいくらであっても全く問題はないとのことで、本件も同手続内で処理が行われる事となった。

その後、一方当事者ごとのセッションとなり、金額についての提案が調 停委員によって行われた。

その後、再度の個別のセッションをはさみ、最終的には両当事者同席の もとで金額の交渉が行われたが、調停時間は3時間を超え、調停委員から もこれ以上折り合えないのであれば終了するとの言葉があった。

申立人は1万ドル以下にはできない、これで解決しなければ裁判に持ち込んででも争うと最後の方は感情的に取り乱し、また同男性は、どうしても本調停手続きで解決したいとの希望もあり、最終的には9500ドルで解決した。

#### ②調停委員

CMC の調停委員はすべてボランティアで行われており、調停委員に給与等の支払いは一切ない。調停委員たちはみな、困っている人のサポートを行いたいとのボランティア精神で行っている。ちなみに、今回の調停に入った調停委員の一人は、大学教授であり仕事が休みの土曜日のみ調停委員としての活動を行っているとのことである。また下記に詳述するとおり、人格的に非常に信頼できる。

#### (8) 相談者の感想

本相談全体についてのフィードバックを下記の通り頂いた。

1. 最初に相談を行った大使館でのサポート制度についての詳細と感想をお知らせ下さい。

事務的であり、お役所仕事。

少なくとも、精神的な支えにはなりませんでした。

返信メールの言葉に、担当者自身が「面倒に巻き込まれたくない」との責 任回避が見え隠れしていました。

「小官は法律的なことはわかりません」と言われても、こちらも困ります。 そもそも、私は「大使館」に相談したのであって、その方「個人」に相 談したのではないのです。

本気で相談に乗ってくれる気があるなら、大使館内に、法律に詳しい人もいるでしょうに。

弁護士リストをお送り頂けたましたが、ご覧の通り、ただ単なるコピーであり、どんな分野に強いとかの情報もなく、正直、リストを見て閉口しました6。

しかも、そのリストも、明らかに、多くの人に事務的に送っていると見て取れるものであり、大使館は頼りにならないと思いました。

全く情報がなくリストだけをもらっても、海外において右も左もわからず、言葉の問題もある日本人にとって、正直、役に立ちません。

やはり、他の状況・相場観もわからずに、意思決定はできません。

例の大使館職員が、リストを丸投げして一件落着したと思っているならば、 「誰が払ったお金で給料をもらっている、誰のための大使館なのか?」と の思いです。

٠

<sup>6</sup>別紙1

(民間企業であのような態度を取ったら、上司に叱られるでしょうが、お役所では上司自身もあーなのでしょうかね)

ただし、大使館から坂巻先生をご紹介頂けたことは、大きな評価対象であります。

#### 2. 本サポートの全体的な感想、満足度を具体的にお知らせ下さい。

大変感謝しており、満足しております。

ただ、先生を責めるつもりはありませんが、結果的に、金額的上限が厳密に守られないことで、想定額(SGD\*5K)を越えてしまったので、当日、動揺しました。

でも、先生も、相手に確認した上で回答をもらっていた訳ですし、仕様がないと思います。

また、坂巻先生の人当たりの良さも、大きかったと思います。

一般市民からしてみれば、弁護士というと近寄りがたいイメージがありましたが、坂巻先生は女性で笑顔もあり、落ち着いてフランクにお話できたのは、良かったです。

相談者からしてみれば、トラブル自体で神経を使っているのに、味方であるはずの弁護士相手に、さらに神経をすり減らしたくないですよね。

一般的に、「話を聞く」という受容能力は、どうしても、男性よりも女性 の方が高いでしょう。

カウンセラー, 臨床心理士に、女性が多いように。

異国にてトラブルに巻き込まれている邦人は、言葉の問題も含めて動揺していることが多いでしょうし、まずは話を聞いて欲しいのではないでしょうか。

「日本語」で話を聞いてもらうことで、溜め込んだ思いが発散できますし、 落ち着きます。

まずは落ち着かせないと、法的な話もできませんよね。

余談ですが、東日本大震災直後、失業と被災で絶望した私は、「いのちの 電話」に頻繁に電話するまでに追い詰められました。

あの時は、とにかく、話を聞いて欲しかったです。

そして、当時、電話に出た「いのちの電話」職員は、9割型女性で、ひた すら聞き役に徹していましたっけ…

男性ですと、問題を解決しようとして、自分が話してしまいますから。 (笑) こう考えると、男性よりも女性…

そして、性格的には、坂巻先生の様に、穏やかで受容能力に優れ、コミュ 力が高い方が、当該業務に合っているのかもしれませんね。

3. 日本人弁護士によるこうしたサポートはシンガポール (海外在留) 邦人にとって必要だと思いますか。

必要です。

ただし、現実的には、コスト(税金)の問題もあるでしょうし、簡単ではないでしょうか。

先生が調停を行ったのも、滞在中、当該1件だと聞きましたし、費用対効果を考えると、別の判断になるかもしれません。

また、全ての国に日本人弁護士を送り込むことも現実的に不可能でしょうから、「では、どの国に?」という問題もあるでしょうか。

ただ、今回、わたしにとって、大きな助けになったことは、間違いありません。

税金面だけでなく、周知方法、その広告費用など、別の論点も絡んでくるかと存じますが、個人的には、今後も有り続けて欲しいと思います。

誰しも、常識が違うことを知って海外に行ってはいるでしょうが、どう しても想定外のトラブルは起きますもん。

トラブル対策は大事ですが、どんなに予防しても、想定外のアクシデントはゼロにはなりません。

4. 下記のサポートで必要だと思うものをお知らせ下さい。 (複数選択可)

意見・感想に加え、個人的な優先順位を記載してみました。

・シンガポール弁護士による無料法律相談所での日本人弁護士の同伴

無料法律相談所とは、日本で言う市役所の相談窓口のイメージでしょうか?

あるにこしたことはないでしょうが、コスト(税金面と有料になるという 両方の意味で)が高くつきそうなので、優先順位は低いでしょうか。 同伴しなくても、先生の様に、当地の法的情報を調べてご説明くだされば、それで十分かと思います。

#### ★個人的意見としての優先順位:3

・個人の法律相談に対応してもらえる相談窓口の設置

個人的には、これが、一番、優先度が高いかと思います。

相談者の立場では、右も左もわからないのです。

解決のため、相談者にどんな選択肢があり、それがどのような制度なのか(コスト,目的、法的な位置づけetc)を知らないと、何もできません。

謝罪で済む話なのか、賠償すべきなのか、どんな態度を取るべきか…正 直、何もわかりません。

今回のトラブルを例にとると、(SGD\*100Kと言う金額が金額なので、 今回はありえませんが)人によっては、事件発生直後に、相手の要求額 を飲んでしまったかもしれません。(架空請求の請求書が届いた時点で、 スグに払ってしまう人がいる様に)

「金額的証拠がない以上、要求を飲む必要がない」というのは、法的知識がないと、わからないかもしれません。

そして、上の様に、「調停で合意しなかったらどうなったか?その場合のコストは?」など、法律の専門家でなくては、わからないのではないでしょうか。

調停で、相手が譲らず決裂したらどうなるか(今回の場合、裁判となるが、相手にお金がないと裁判自体ができない)がわからないと、妥協して要求額を飲むしか選択肢がないと思って、判断を誤るかもしれません。

金額的な落としどころは十人十色でしょうが、その判断のための全体像 を教えてあげられるのは、法的な専門家にしかできないのでは…と思いま した。

#### ★個人的意見としての優先順位:1

・調停制度への通訳としての同伴

これは、良いサービスです。

今回も、大きな心の支えになりました。

シンガポールのいい加減さを考慮すると、また、言語の問題を考慮すると、 大変良いサービスになるでしょう。 相談できなかったとしても、同席してくれるだけで、相談者は精神的に安定するでしょう。

それと、調停の場で冷静さを欠いた際、指摘してくれる役割もありましょうか。わたしも、自分的には、軽く好戦的なつもりでしたが、坂巻先生のご指摘を受け、抑える努力ができました。

テンションは、上がりだしたら、自分1人で抑えるのは難しいものです。

#### ★個人的意見としての優先順位:2

#### ・日本人弁護士による調停委員

当制度はあって良いかもしれませんが、優先順位は低いでしょうか。 言語の問題を除くと、調停委員が日本人であろうとなかろうと、問題の解 決に大差があるとは思えません。

そして、日本語の問題を解決するだけが目的なら、上の通訳同席サービス の方が良いでしょう。

#### ★個人的意見としての優先順位:4

5. その他、こうしたサポートがあればいいなと思うものがございましたら お知らせ下さい。

先生の携帯(SMS)を教えて頂けたのも、緊急相談用として、精神的支えになりました。

初めてご相談した帰り、焦るオーナーから連絡があった際、SMSにてご相談できたこと、とても助かりました。

長期的な対策は会って相談できますが、相手が焦って連絡してきた緊急事態に、法律知識がないと、間違った対応を取りかねません。

私も、あの時点では「全体像」がわかっていなかったので、どう対応を取って良いものか判断できませんでした。

具体的に言いますと、日常生活なら、理不尽な要求には返事自体をしないなど、不誠実な対応を取るのも選択肢です。

でも、相手方から、「今すぐ連絡せよ!」と緊急要請されたとき、経験 値も低く、「全体像がわからない」状態で、不誠実な対応を取って良いの かどうか、素人にわかるハズもありません。

こうして緊急対応を要求された際、対応を誤り、調停・裁判の場で不利 に働く可能性を考えると、パニックになりかねません。

そんな非常事態に連絡を取る手段があるというのは、精神的な支えでありました。

## (4) 筆者の感想

初回の相談から最終的な解決まで2ヶ月程度であった。ただし、CMC利用が決定してから1ヶ月ほどは具体的には何もしていない。

CMC 手続きにおいては、通訳としての参加ということで、筆者はほとんど何も意見を言えない状態であったところ(最終的な金額交渉において、交渉の間に入れないところなど)に限界を感じた。

もっとも、相談者のフィードバックから、精神的な支えとなった事は間違いなく、また CMC 制度はもともとシンガポール人の代理人による同行も予定していないため、通訳として同伴さえてもらえただけでも非常に有効であったと考える。

また、CMC 手続き自体は、非常に良い制度であると感じた。特に調停委員の質が高い。非常に辛抱強く両当事者の話を聞き、解決に導こうとする姿勢が伺えた。同 CMC のウェブサイト上では、調停委員の募集を停止しているほどであり、人員確保も問題はないようである。また各調停委員がボランティアでやっているということから、もともとモチベーションの高い者が調停委員を行っているといえる。これらを考慮すれば、人によって対応が非常に異なるシンガポールにおいては、一定の高いクオリティが保たれている制度であると考える。

## 事例3. <インターンシッププログラムにおけるトラブル>

#### (1) 事案の概要7

#### ①日本語学校

日本人青年(以下、「同青年」という。)は、日本にある日本語学校の インターンシッププログラムに申し込みを行った。本プログラムは、ワー

-

<sup>7</sup>別紙1参照

キングホリデーパスを利用し、世界各国で、日本の若者に就労を通じた経験を積む事により、帰国後にもよりよい就職先を見つけることが可能になるというプログラムである。同プログラムにおいては、就職先の斡旋、ビザ申請手続き、帰国前後の心理的サポートなどをうたっており、同青年はこのプログラム費用として30万円を支払った。但し、同日本語学校とは契約書は交わしていない。

## ②現地エージェント

上記日本語学校と関係のある現地エージェントが紹介された。このエージェントとも渡航前にスカイプで面接などを行っていた。渡航後のビザの手続きやサポートについては本エージェントが行う事となっている。このエージェントと同青年の間でも契約書などは交わしていない。

### ③雇用者

上記エージェントを通じて、現地の有名日系レストランへの雇用が決まっていた。同レストランと同青年の間では雇用契約書は交わしている。

## ④突然の解雇及び帰国通告

同青年は、2015 年 10 月 29 日付けで雇用者であるレストランと雇用契約を締結し、11 月 2 日より就労を開始した。しかし翌日、同エージェントと同日本語学校より連絡があり、「君は解雇された。すぐに荷物をまとめて日本へ帰国するように。」と言われた。同青年はわけがわからず、説明をもとめたが、同エージェントも日本語学校からも全く説明はなく、とにかく日本に帰国しろ、と言われたのみであった。英語が話せない訳ではないが、早口でまくしたてられると理解ができないことをいいことに、同エージェントからは「君のためだから。雇用者がいないかぎり観光ビザしか発行できないから、観光を楽しんで帰りなさい。」という曖昧な説明しか受けていない。きちんとした説明を求めても、突然同僚と中国語で会話を始めたり、からかうような対応を受けている。

同日本語学校もこの件に関し全く具体的なサポートは行わず、一方的に インターンシッププログラムの終了を決めた。

また、雇用者からは、「エージェントが君との契約をきったから、うちはもう君を雇用する事はできない。」との説明を受けたとの事である。

同青年は、同プログラム参加のため、従前の仕事も辞めており、かかった費用のみならず、慰謝料等の請求も求めている。

## (3) 相談後の経緯

## ①雇用者との契約

## ②シンガポールのワークホリデーパス

同青年は、正式なワークホリデーパスの発行は未了で、In-Principle Approval Letter (以下、「IPA」という。)が発行されているのみであった。同エージェントに就労前にパスを発行してほしいと頼んだが、IPA を持っているからとりあえず就労は問題ないとの説明を受け、パスの発行はしてもらっていない状況であった。しかし、その後解雇となったことから、同エージェントから上記とおり、「雇用者がいない限り、パスの発行手続きはできない。観光ビザの範囲で滞在を楽しめ。」との説明を受け、その後の発行手続きを行ってもらえなかった。

しかし、筆者で Ministry of Manpower(シンガポール労働管理局、以下「MOM」という。)への調査・問い合わせを行ったところ、「ワークホリデーパスの発行には雇用者は必要ない。IPA が出ているのであれば、パスの発行は簡単にできるし、最終的に雇用者がみつからなくても6ヶ月間シンガポールに滞在は可能である。」との回答を得た。

同青年に上記点を伝えたところ、「シンガポールにはすでに嫌な思い出しかないため、パスの発行はしないで日本に帰ろうかと思っている。」と当初は前向きではなかった。しかし、IPA の発行自体が難しいこと、今後シンガポールで新たな雇用先を見つけられる可能性もあることなどを進言し、同青年もパスの発行は行いたいと希望した。ただし、この時点で IPAによる滞在期限が5日後に迫っており、正規の発行手続きを踏んでいては間に合わないため、急遽 MOM に直行し、その場で MOM 職員に事情を説明、お願いをし、発行手続きを行ってもらうことができた。

## ③日本語学校の対応

同青年は、同日本語学校とはほぼ毎日スカイプで連絡をとりあっているようで、同日本語学校の対応につき不満である点などを伝えている。同日本語学校側も謝罪を行い、プログラム費用、渡航費、家賃等を含めた金額の賠償を行うことを約束している。

現地の同エージェントとの関係や詳細な話がわからなかったので、筆者の方で問い合わせを行ってみた。同日本語学校の認識としては、同エージェントの担当者と同青年の間の個人的な関係のもつれで本件解雇につながったと認識しているようである。雇用者との間での契約であるため、エージェントが関与するのはおかしいと説明をしたが、その点に関してはあまり状況を把握していないようであった。また、一ヶ月分の給与についてももらえる権利があるはずで、その点の説明等を同エージェントや雇用者に求めたのかという質問に対しては、曖昧な返答しかなく、この点、本インターンシッププログラム企画者としての現地のエージェントへの対応は全く行っていない。

## ④同エージェントと雇用者への対応

上記のとおり、契約上、雇用者からは最低1ヶ月分の給料を支払ってもらえる権利はあるはずである。また、同エージェントの対応について、法的に責任を問えないのかなどについてはシンガポール法が関係する問題となるため、シンガポール人の知人弁護士へ相談し、正式な見解をもらうこととした。

- ・雇用者に1ヶ月分の給料を請求できるはずだが? これについては、当然請求できる。
- ・Employment Agency には法的責任は追求できるか? 契約がない以上、法的責任は追求できない。

その後、雇用者に1ヶ月分の給料支払いの確認をしたところ、同条項の 適用除外にあたるとし、払う必要はないと主張した。

理由を説明して欲しいと伝えたが、後で連絡するといい、その後一切連絡がとれなくなる。

エージェントから電話があったが、すでに解雇・一ヶ月分の給料を支払 わなくて良い理由も説明したのでこれ以上する必要はない、の一点張りで あった。

#### (5)MOM での対応

本件について、MOM において給料未払い問題についての相談を行った。 本件の場合は、Labor Court へ持ち込み、未払い給料についての審理を行う ことができる。費用は申請費用の3ドルのみである。

しかし、同青年はすでに心身ともに疲弊しきっており、Labor Court での手続を進める意欲がないという点と、日本語学校側で未払い給料についても賠償をしてくれるという約束をとったため、いるため、この Labor Court での手続は後日検討するということである。

#### ⑥最終的な解決

同青年が日本に帰国後、同日本語学校から、本件の渡航費、滞在費、未払い給料ーヶ月分を合わせた金額が同青年に支払われた。金銭的な賠償はできたものの、同青年の海外で働いて将来へのステップアップにつなげたいという希望は、シンガポールにおいてはかなえられない結果となった。同青年に限らず、海外でのインターンシッププログラムにおいて、こうしたトラブルが多く発生しているようである8。本件においても、現地のエージェントや現地雇用者も関与するにもかかわらず、同日本語学校側は契約書も作成せずに参加費用を支払わせるなど、プログラム自体ずさんなものと言わざるを得ない。申込者も事前に、契約書の有無や、申し込み内容の確認、現地の制度を自分で調べるなど十分留意する必要がある。

#### <参考>

消費者庁は、留学等斡旋サービスにおいて下記10項目についてのアドバイスを提供している%。

- ・ 様々な情報源から、自分で情報収集をしましょう。また、あっせん業者に 依頼する際には、自らできることは何か、事業者に依頼すべきことは何か をあらかじめ検討しておきましょう。
- ・複数の事業者を比較検討しましょう。
- ・ 自分の希望を明確に伝えるとともに、受入先情報の十分な説明を求め、また、重要な事項は書面でもらいましょう。

41

<sup>8</sup> 消費者庁発表「留学等あっせんサービスをめぐるトラブルと消費者へのアドバイス」平成 22 年 7 月 1 5 日

<sup>9</sup>同上

- 各種の手配の履行時期が十分な時間的余裕を持って予定されているかを確認しましょう。
- ・契約後も、事業者に対して手配の進捗状況を確認しましょう。
- ・ 見積書により、代金の内訳を把握しましょう。
- 代金の支払い時期には気を付けましょう。
- ・為替レートの変動に係る取扱いに注意しましょう。
- ・ 申込金の返金の取決めについて確認しましょう。
- 代金の返金の規定について確認しましょう。

シンガポールは、経済的に発展した先進国であり、治安もよく、非常に 住みやすい国として近年日本人の間で非常に人気が高い。留学先やインタ ーンシップ先にシンガポールが選択される場合も多いことを鑑みれば、今 後もこうしたインターンシッププログラムで、シンガポール現地において トラブルに巻き込まれる日本人は数多くいるものと推察される。

また、インターンシップのみならず、就労問題でトラブルに巻き込まれた日本人からの相談も多く寄せられた。現地の制度や法律を知らないことや、また立場が弱いことを利用され、不当な扱いを受けている従業員が多い。こうしたトラブルをどのように解決したら良いのかわからないという現状においては、ほとんどの邦人は泣き寝入りしているか、もしくは、日本に逃げ帰る者も少なくない。かかる邦人の就労問題も、シンガポールにおける数多い法律トラブルの一つとなっている。

## ⑦相談者の感想

1. 大使館でのサポート制度についての詳細と感想をお知らせ下さい。

本などで特に日本大使館の対応は、とても冷たいので期待していけない と学んでいましたので、当初は、もう泣き寝入りするしかないという気持 ちで大使館に行きました。

坂巻先生を紹介してもらったことは自分にとってはとても素晴らしいサポートでした。

2. 本サポートの全体的な感想、満足度を具体的にお知らせ下さい。

自分にも非はありますので、もう泣き寝入りするしかないと思っていましたが、かなり真剣になって対応して頂いたのでとても満足しています。

正直、坂巻先生も沢山の案件もあると思うのでそこまで対応してくれると 当初は、思っていませんでした。

自分が一人で相手企業に交渉に行って失敗した時の本サポートは、とても 助かりました。

また、一緒に暑い中同行して頂いたのは、とても頼もしく MOM で相談している時は、安心できました。

かなり分厚い対応でしたので、サポート制度についての不安はありませんでした。

3. 日本人弁護士によるこうしたサポートはシンガポール(海外在留) 邦 人にとって必要だと思いますか。

必要だと思います。

自分は、家では、ホストファミリーの人に英語であまり不自由なく気持ちを伝えることができましたが日本人である限りやはり母国語である日本語で相談できる人がいればかなり安心できると思います。

現地の言葉で自分が意見を伝えることができても異国の地で日本人に会う ことで安心することができました。

困難な状況にいる時こそ特に必要だと思います。

- 4. 下記のサポートで必要だと思うものをお知らせ下さい。 (複数選択可)
- ・シンガポール弁護士による無料法律相談所での日本人弁護士の同伴
- ・個人の法律相談に対応してもらえる相談窓口の設置
- ・調停制度への通訳としての同伴
- ・日本人弁護士による調停委員
- 4 番に関しては、もし自分が全く英語も中国語もできない前提で判断すると全て必要だと思います。

申し訳ございませんが消去法で消すことはできません。

事例4. <警察からの逮捕~ハラスメント規制法~>

## (1) 事案の概要

シンガポールを旅行中の日本人が、路上でパフォーマンスを行っていた ところ、通りかかった警察にパスポートを見せるよう言われた。当日、ホ テルにおいてきてしまっていたので、その日はそのまま帰宅した。

翌日にも、同じ場所でパフォーマンスを行っていたところ、同じ警察官がやってきて、パスポート及び許可証を見せろといってきた。近くで西洋人も同じようにパフォーマンスを行っているのに自分にだけ横柄な態度で接してくる警察官の対応にかっとなり、つい「Are you F\*\*king racist?」と言ってしまった。この発言が Protection of Harassment Act(ハラスメント規制法)の公務執行妨害罪にあたるとして逮捕された。

## (2) 相談後の経緯

再度出頭し、起訴に関する処分が決定される予定であったが、同人はその直後日本でどうしても出席しなければならないイベントがあったため、この日に不起訴処分が決定する事を強く望んでいた。

同人が、逮捕された後、「自分の発した言葉が公務執行妨害罪にあたるとは知らなかった。非常に申し訳ないと思っている。」と真摯に謝罪を行ったところ、担当の警察官に、「謝罪の意思は伝わったので、善処してあげたい。」と好意的な対応を受けたとの事であった。事案も軽微であるし、上記警察官の対応からも、不起訴処分となる可能性が高いが、より確実なものとしたい場合は、シンガポール法弁護士に手続きを依頼してみたらどうかとアドバイスを行った。

結局同人は、弁護士費用をかけずに自己で対応することとした。

# (3) シンガポール法弁護士からの意見

At the moment, I believe the police are reviewing the matter to decide whether to charge (court proceedings) or warn (no court proceedings) – and naturally, the best option would be to receive a warning. If he engages counsel now, the lawyer can send a representation letter to propose a warning on/before 30 Oct 2015 in lieu of prosecution ie. no court proceedings – but the response may not be received before 30 Oct 2015 so he may need to be prepared. I'd expect the legal fees for this investigation stage (excluding court proceedings) to be about S\$5,000 – and I'd be glad to meet with him and explain the options/process if necessary.

## 事例 5. <離婚相談>

## (1) 事案の概要

日本人女性とシンガポール人男性との離婚問題についての相談があった。 現在、7歳の子供がいる。結婚して8年になる。

## (2) シンガポール法における離婚手続

シンガポールにおいては、日本とは異なり、当事者間の協議による離婚 は認められていない。一方当事者が死亡した場合を除き、裁判所による離 婚判決もしくは婚姻無効の判決によってのみ解消することができる。

シンガポールの家庭裁判所における管轄が認められるためには、当事者 の一方が、下記のいずれかの要件を満たす必要がある。

- シンガポール国民であること
- ・ 訴訟提起前に、最低三年間シンガポールに居住していること
- シンガポールを本籍としていること

また、家庭裁判所において離婚判決を得るためには、裁判官によって 「婚姻関係が回復できない程度に破綻していること」が認定される必要が ある。

具体的には、原告は下記の要件の少なくとも一つを立証する必要がある。

- ・配偶者の不貞行為があり、同居が耐えられない程度であること
- ・合理的に判断して同居が耐えられないほどの配偶者の行為があること
- ・2年以上、配偶者によって遺棄されていること
- ・配偶者が離婚に同意している場合、3年以上別居していること
- ・配偶者が離婚に同意していない場合、4年以上別居していること

これらの要件を立証できない限りは、離婚判決が得られないこととなっており、離婚の要件は非常に厳しいものとなっている。離婚したいものの、そのためには別居をしなければならず、家賃の高いシンガポールにおいては女性側が別居するための金銭を捻出するのも難しい場合もある。

また、以下の付随する事項についての判断も行う。

- ・子の保護についての調整が行われるかどうか(親権)
- ・個の養育費が支払われるべきかどうか
- ・夫婦の婚姻期間中の財産及び負債の分割方法
- ・妻に生活費を支給すべきか
- 弁護士費用の分担方法

これらの事項をすべて裁判で審理するのは時間、費用ともに大きく、当事者への負担は非常に大きい。そのため、裁判に持ち込む<u>前段階</u>の手続として、以下の Collaborative Family Practice (CFP) という手続を利用するのが有効であると Singapore Mediation Center より提案された。

## (3) Collaborative Family Practice (CFP)

#### ①CFP 手続の利点

この CFP 手続は、上記 Singapore Mediation Center が提供するサービスで、裁判手続の開始前であることを条件に利用することができる。

本 CFP 手続においては、当事者間の関係を可能な限り良好にたもったまま進行させることができるため、当事者の心理的負担が少ない。また CFP によって用意される弁護士のクオリティについてもある程度は担保されており、かつ全ての事項を裁判で審理するより期間も短縮でき、明確な費用の基準があるため法外な弁護士費用を請求される心配もない、という利点がある。

### ②CFP 手続

本手続においては、SMC から両当事者に弁護士が用意される。この弁護士同席のもと、上記離婚の際の付随する事項(親権や養育費、財産分与等)について、両当事者間で協議が行われる。

数回の協議<sup>10</sup>を経て、全ての付随事項について合意が整えば、裁判手続 に移行する。

-

<sup>10</sup> 事案によるが平均して2時間の協議が4回

費用は、一時間あたり428ドル、平均して3000から5000ドルかかる。手続開始時に、2500ドルのデポジットを支払う。

この CFP で両当事者についた弁護士はその後の離婚訴訟を担当することができない。

## (4) 相談時の経緯

同日本人女性は、またシンガポール人男性と国際結婚をしているということもあって、言語には全く問題がない。またすでにシンガポールに10年以上居住しているということもあって、シンガポールの色々な事情(弁護士のクオリティ等)についても熟知していたため、筆者による具体的なサポートは殆ど必要なく、上記離婚に必要な条件やCFP手続の説明、案内を行った。CFP手続の利用につき、配偶者と相談してみるとのことで当日の相談は終了した。

その後、離婚をきりだしたところ、配偶者が前にもまして家に帰ってこなくなり、当事者間においての話し合いが困難となってしまった。その他法律的に確認したいこともあるということで、Community Justice Centerの無料法律相談の申し込みを本人において行った。電話での予約の際、40分にもわたる本人ステータスの確認、質問などに答えたが、後日、結局アポイントメントはリジェクトされた。

その後、配偶者が離婚の話に積極的になったので、現在当事者同士で諸 条件について交渉を行うか、CFP 手続きなどを利用するかを両者にて検討 中である。

#### (5) 相談者の感想

英語が堪能かつシンガポールの事情に詳しいとはいえ、日本語で話を聞いてもらえたことは非常に有難いという感想をいただいた。また、シンガポール在住歴が長い分、信頼できるシンガポール法弁護士を探すのは非常に難しいことも十分理解しており、法律的なアドバイス以前に、精神的に話を聞いてもらえて楽になった。また CFP 手続などがあることも知らなかったので、こうした情報を頂けたのも非常に有難かった。

事例6. <職場の同僚からの嫌がらせ(グループチャット上での行為)>

#### (1) 相談者

日本人女性。レストランで勤務している。シンガポールには1年半ほど 在住している。配偶者も同じレストランで勤務している。

## (2) 事案の概要

会社の社員全員が所属している LINE のグループに、同女性に関する暴言をメッセージで送られた。具体的には、「まずは、○○(名前)のクソ嫁を排除するのが先だよね(笑)みんななにやってんのかな(笑)」という言葉に始まり、「むかつく」「可哀想な夫婦」など同女性及び配偶者を嘲笑する暴言をメッセージで送ってきた。

この女性とメッセージを送った男性(以下、「同男性」という。)は、同じ系列のレストランではあるが、違う店舗で勤務しているため、普段殆ど接点はない。いきなりこのようなメッセージを送られた非常に困惑すると同時に、自分のみに送られてメッセージではなく会社全員に見られていることが非常に苦痛であり、同女性はこの一件後、食事も殆どできず、睡眠もとれないほど憔悴し、心療内科に通院している。

会社に掛け合ったが「個人間の問題なので、個人で対処するように。」 と言われ、対応はしてもらえなかった。同男性より謝罪もないため、きち んとした謝罪と精神的慰謝料の請求を行いたいということで相談にこられ た。

### (2) 本事案についての検討

本事案は、シンガポールにおいて昨年度に施行された新しい法律、 Protection of Harassment Act (POHA、ハラスメント規制法、以下「同法」 という。) に該当する可能性がある。

#### ・ハラスメント規制法

加害者が被害者に警告や苦痛を与えることを意図しているか否かに関わらず、ハラスメント行為によって相手に苦痛を与えた場合、罰金、禁固刑などが課せられる。

一般人に対するハラスメントのみならず、公務員に対する侮辱的行為についても規制の対象となる<sup>11</sup>。 (同法 6 条)

-

<sup>11</sup>以前に警察に逮捕された日本人相談事例はこの法律による。

被害者に対する直接的な行為のみならず、インターネット上やチャットなどオンライン上での行為も規制対象となり、学校における(オンラインによる)いじめ等も規制の対象となる可能性がある。

## ・同法4条に記載されている事例

#### Illustration

X and Y are classmates. X posts a vulgar tirade against Y on a website accessible to all of their classmates. One of Y's classmates shows the message on the website to Y, and Y is distressed. X is guilty of an offence under this section.

上記事例は、学校と職場という設定が別である事をのぞけばほとんど内容は同じである。

そのため、相談者に刑事手続として取り扱ってもらえるかを、警察、及び Magistrate's Court で相談に行ってみる事を勧めた。

相談者は全く英語が話せないという事で、筆者の方で通訳として同伴することとした。

## (3) 相談後の経緯

#### ①警察での対応

まずは、警察で本件についての被害届を受理してもらう事が可能かを聞きにいった。担当者した警察官は男性で、まったく真剣に聞くような対応ではなかったため、警察による直接の対応は早々にあきらめることとした。

# ②Magistrate's Court (治安判事裁判所) での対応

窓口の担当者は女性で、非常に親身にこちらの話を聞いてくれた。 Magistrate's Complaint の申し立てに、警察署でのポリスレポートが必要といわれたため、Magistrate's Complaint の予約を持参した上で、上記とは別の警察署でポリスレポートを作成してもらった。

Magistrate's Court において、必要書類を提出し、申し立ての期日を予約した。当日は裁判所が指定するオフィシャルの通訳が同伴する事となった。申し立ては、判事の前で宣誓を行うのみであり、通常5分程度で終了する簡易なものである。

もっとも、相談者女性にとってはいきなり面識のない日本人通訳の男性と手続きに入らなければならず、これが大きな精神的不安を招いたようであった。事件後、相談者は心療内科などに通院するほど精神状態もよくなかったこともあり、顔面も青ざめ、非常に落ち着かない様子であった。

同伴した通訳の話によると、次回期日が設定され、この期日までに再度 のハラスメント行為がない限りは民事での解決を行うようにとの判事から の言葉があったとのことである。

その後、相談者本人が本件を Mediation に持ち込みたいと判事に伝えた ところ、これが了承され、後日調停の予定となった。

裁判所における調停の期日直前に、相談者の勤務する会社の副社長から連絡があり、本件につき調停外で和解を行いたいとの申し出があった。謝罪の場を設ける、その他通院の治療費の支払い、謹慎処分等を行うため、調停外で解決できないかとの申し入れがあった。

同社の副社長が間に入る形で、最終的に①治療費(慰謝料)の支払い、 ②謝罪を行う、という形で合意し、両者の間で和解が成立した。

## (4) 筆者の感想

シンガポールにおいては、担当者の人柄によるところが日本以上に大きく、親身に対応してもらえるか否かは、担当者次第と言っても過言ではない。日本においても、担当者によって対応は代わるという問題はあるであろうが、シンガポールのそれは日本以上である。本件に関しても、警察官個人個人で対応も大きく異なったと思われるし、また日本人であることから親身に対応してもらえないというところもあるのかもしれないと感じた事も多い。

また、裁判手続き内への通訳としての同伴はオフィシャルな通訳でなければ認められていないため、この点につき限界を感じた。相談者の非常に不安そうな表情を見ると、こうしたオフィシャルな通訳としての同伴、(もしくは他の形での同伴)が許可されるような制度・規制変更などが行われれば、邦人の支援がより充実したものとなると考える。もちろん、こうした通訳を無料で裁判所に付けてもらえることは有難い制度であるが、当然通訳者は、制度の説明や解決方法を示すわけではないため、個人の法的な支援としては十分ではない。

また他の海外諸国と同様であると思われるが、シンガポール人は自己の 意見を強く主張する国民性を持っている。納得がいくまで説明を求め、相 手の言うままに引き下がると言うことはまずない。当初、相談者の女性は 精神的にも非常に憔悴しきっていたが、シンガポールにおいては、きちん と自分の意思を伝えた者勝ちであるという点を、筆者の説明や自己の経験で学び、本件の内容や手続などについて、長時間にわたって裁判官に説明を求めるなどし、調停手続に持ち込むことができた。最終的には、これが、相手方当事者に大きな精神的負担となり、相談者の当初の希望通りでの和解が成立することとなり、相談者からも非常に感謝された。

## 事例7. 購入トラブル

## (1) 事案の概要

日本人女性からの相談。シンガポールを含め海外居住歴は10年と長い。家具の展示会において、テーブルー台、椅子4脚のダイニングテーブルセット、合わせて1350ドルのものを購入し、代金を支払った。ところが、配送段階において椅子2脚が、同セットとは色も柄も全く異なるものが配送された。その後業者より、請求書の記載では、もともと違う椅子を納入予定であったのであるから、相談者が希望する椅子は新品のものを取り寄せなければならないため、椅子2脚で300シンガポールドルの増額を行ってほしい旨提案され、これに了承するとの返答を行った。(下記のとおり請求書には別のものを購入したとの記載となっていた。)

その後、配送予定日に同じセットの椅子ではあるが、色違いのものが届いた。(相談者は白地の椅子に金色の模様が入ったものを購入したが、届いたものは同じ白地の椅子であったが銀色の模様が入ったものであった。) その後も配送予定日がたびたび延期されるなど、いつまでたっても希望の品が納入されないため、筆者への相談を行うこととした。

### (2) 相談後の経緯

業者のいうとおり、相談者がサインした請求書には、椅子2脚が別のものとなると記載されていた。この点、相談者本人も購入時にきちんと確認しなかった自分のミスであると認めている。また、300ドルの増額にも応じるとの返答を行っていたため、この点についても支払いの拒絶は難しいだろうとの助言を行った。

業者とは、チャットでやり取りを行っているが、内容を見ると業者が別の椅子の納入を提案するなど、どの椅子が納入される予定かの特定がはっきりしなかったため、その点の確認を再度業者に行うよう助言した。

また、相談者は Small Claim Tribunal に持ち込みたいとの意見もあった。

もっとも、本件の場合、業者がのらりくらりと希望の品以外のものの納入を相談者に提案しているところから、相談者が希望する品を業者が持っていない可能性が高いのではないかと感じた。その場合、同手続きを行ったところで執行の可能性が低く、時間と労力の無駄となるのみである。また、現在は業者とチャットでの連絡が継続可能であるが、今後業者が一切返答を行わないといった状況になれば、解決に時間・労力・費用もかかるため、不本意ではあるかもしれないが、実現可能生が高くかつ相談者本人の希望に一番近いかたちで解決するのがベストではないかとのアドバイスを行い当日の相談は終了した。

## 具体的には、

- 相談者が希望する品を業者が所有しているかどうかの確認
- あるのであれば、配送時期の確認
- 希望する品が入手できないということであれば、以前納入された色違いのものの納入を希望

(その場合、増額を約束した300ドルにつき減額可能かどうか交渉)

## (3) 相談者の感想

12/24 は先生の貴重なお時間を割いていただき、話を聞いていただき 備忘録までご作成いただき本当に感謝しています。

結論からご報告させていただきますが、その翌日である 12/25 に業者の納品が完了し、希望でない色で、且つ \$ 150 (先方より \$ 300 から値下げオファー有り)の追加料金は払う事になりましたが、先生の言われる通り、実現可能な方向で、妥協点を見つけて解決することができました。

自分が費やさなければならない時間、労力を想定し、Small claim に 持ち込むに値する事柄か?否か?を考えた場合、納得いかなくとも、時には妥協 やお金で解決せざるをえないこともある。今回の件はそのケースに当たる。と考え、とにかく希望していた、早期の「事の終結」に至ることができました。

12/25 も、担当者の上司が納品に来ると言いながら、最後まで「I am not his boss.」と言いながらも最後になって、ボスであることを認めたり、私が用意した「(私の担当の)セールスマンの9つの矛盾点リスト」(坂巻先生との相談後、翌日にセールスマンの上司が配達に来ると言われたので急遽作成しました。)またはセールスマンと私の What's up でのやり取りを読んでもらえればセールスマンの言動の矛盾点の証拠はたくさん出てくるので、最後にせめて目を通し、話を聞いてもらう位の事は彼の上

司?(最後まで本当にそうだったのか?否か?分かりませんが)にしてもらいたかったのですが、それも「My English is not good」という理由で聞く耳さえもってもらえなかったことは残念でした。

どう思い起こしても希望の 品 4 脚をそろえると言われたと私自身は認識していますが、そうならないことも特に海外ではよくありますし、何より、世の中の全ての事に答えが出ない事も、納得できない場合も今後も多々あるものだと思います。

その理不尽な部分にこれ以上追求する時間、労力を自分でいい加減に止めなくてはいけない。それこそ、3回目の納品時であった12/25こそ最後のチャンスだと思うべきだと考えました。

先生にお伝えした通り、これまでの人生で裁判を考えるほどの事の「縺れ」は経験してきませんでした。

人間関係でも、ましてや今回のようなシンプルな納品に関してまさか自分がここまで納得いかない事は皆無でした。海外生活は 10 代の頃から 11 年以上経験しておりますが。

なぜここまで突き詰めて考えなければならなかったのか?その大きな要因は私がセールスマンが詐欺師ではないか?と思ったからですが、インボイスをお見せした通り、よく確認しなかった自分の落ち度も充分に認めております。ですので全てに納得いかなくてもお金で解決したことも、自分の落ち度によるものだと思っていますし、よい教訓になったと思えます。

先生には年末のご多忙時にも関わらず、法律の知識もゼロ、説明も下手な私の話を親身に聞いてくださり心より感謝しております。ご報告が遅くなり失礼申し上げました。

海外において、坂巻先生にこのような事態において話を聞いてもらう機会に恵まれ本当にラッキーだったしか言いようがありません。誠心誠意尽くしてくださった坂巻先生に本当にありがとうございました。

### 事例8.強制わいせつ事案

### (1) 事案の概要

日本人男性38歳、既婚で子供が3人いる。シンガポールに赴任してきて2ヶ月あまりである。Language Exchange(日本語と英語を互いに教え

合う)のパートナー(女性22歳くらい)とサイト上で知り合い、食事をすることとなった。午後3時頃から合い、午後5時過ぎには食事は終了したので、その後、男性の部屋へ移動することとなった。その後、男性の部屋において、女性の体を触るなどした。女性に激しく抵抗される事もなかっため、同男性は女性が特別いやがっているとは思わなかった。

翌日、警察が訪ねてきて、警察署で取り調べを受けた。

## (2) 相談後の経緯

筆者のところに相談に来る前に、既に現地のジャパンデスクのある法律 事務所に相談を行っていた。

シンガポールのわいせつ罪に関する対応、示談の可能性、被害者への謝 罪文の内容ついて、等の相談を行った。

本件は、男性が既婚であること、両者が初対面であったこと、被害女性がまだ若いことなど、シンガポールの性犯罪に対する厳格な姿勢等を勘案しても、厳しい対応が取られることが予想されるため、そのまま同法律事務所弁護士に早急な対応を行ってもらう必要性が高いであろうとの見解を述べた。

## (3)シンガポールの性犯罪の取扱い

シンガポールの刑罰は一般的に厳しいが、性犯罪に関しても日本に比べて厳しい対応が取られている。また、シンガポール人は日本と比較して性に関する概念が非常に保守的と言われており、飲み屋などで気軽に触ってしまった日本人男性がわいせつ罪で逮捕されるという事案はかなり多いと聞く。在シンガポール日本大使館によると、日本人がシンガポールにおいて警察に逮捕されるケースのトップ事由はわいせつ事件であるという。この点、在留邦人男性は特に留意する必要がある。

### その他の事例

#### 1. 汚職による逮捕

シンガポールにある日系商事会社の社員が、社内の商慣習として行っていた行為がビジネスコラプションにあたるとして、シンガポール国内で逮捕された。会社は一切守ってはくれず、大使館も、家族への連絡等なにも

してくれなかった。親しい知人であるため非常にもどかしい思いをしている。

こうした場合にサポートしてもらえるような制度があれば良いなと強く思っている。

## 2. シンガポール人による暴行被害

邦人女性が友人と飲んでいたところ、シンガポール人とトラブルとなった。最初は、些細な口論であったが、相手が挑発的な発言を繰り返したため、友人(インド人男性)がこの邦人女性に謝るようにと注意したところ、同シンガポール人に飛びかかられ、暴行された。周囲の者が止めたため、幸い被害者に怪我はなかったものの、シャツがびりびりに破られた。

その後、警察を呼んだが、警察の説明によると、加害者がもし殴っていたなら刑事事件として処理できるが、殴っておらずただシャツが破られただけなら民事事件だと言われた。この点、これほどひどくシャツが破られているにもかかわらず、民事事件としてしか扱えないという警察の説明に納得がいかなかったので、何度も確認をしたが、「殴ったか、殴ってないか」が刑事事件の基準となるのだ、という説明を繰り返しされたとのことである。

事情聴取も現場で行ったが、当該シンガポール人は取調中もずっと挑発した態度をとり続け、取り調べられている自分たちの写真を撮り始めたりなどしていたが、警察は特に注意もせず傍観しているのみであった。

被害者の友人は、民事事件でしか処理できないとしても、泣き寝入りはしない方がいいと言って、自分で少額訴訟を起こす準備を行っている。友人はインド人で英語に問題がないため可能であるが、これが日本人であったらこうした少額訴訟手続を自分で行うことは到底無理と思われる。自分も、ビジネスで英語を使っているため、英語ができないわけではないが、訴訟手続を自分でやるほどの自信はなく、自分が被害者であればあきらめていたと思う。

被害妄想かもしれないが、自分たちが外国人であったため、警察にも適当に扱われた気がする。また、シャツが破られたのみでは刑事事件として 扱えないという説明にもいまいち納得がいかない。

※この点につき、当職も、これほど厳しい法律を課しているシンガポールにおいて、上記のケースが刑事事件として扱えないという警察の説明に納得がなかったため、シンガポール人弁護士に問い合わせを行った。すると、以下のような回答を得た。やはり今回のようなケースも刑事事件にあたるとのことである。

With regards to your query, I disagree with the police. Damaging the shirt would be the offence of "mischief" and damaging the shirt on a person would be the offence of "criminal force". Both are criminal offences – not civil - but are non-arrestable offences ie. the police will not pursue unless the victim makes a magistrate's complaints.

このように、おそらく外国人であることが理由で(単にシンガポール警察のレベルの問題かもしれないが)適当な事件処理をされている邦人は多いのではないかと推察する。上記交通事故の被害者を始め、警察に真剣に取り合ってもらえなかったという邦人からの意見をよく聞くのも事実である。

調査活動を行うにつれ、シンガポール現地における法的支援の在り方が 非常に偏っているという点に違和感を感じている。現在日系法律事務所か ら法的な支援を受けているのは、ほんの一握りの大企業のみであり、その 他の企業や邦人は、十分な支援環境にはない。特に邦人個人は泣き寝入り をするしかない、といった状況といっても過言ではない。

このように多くの邦人個人から、日本人弁護士に日本語で相談したいという意見を聞き、また実際に困っている邦人個人を目の前にしている当職の心情としても、こうした法的な支援整備を行うことは急務であると感じている。

#### 3. 不動産購入トラブル

現地のデベロッパーから、完成予定のコンドミニアムを購入した。当物件の売りは、天井までの高さが4メートルという点であった。しかし完成した物件を見てみたところ、天井の堅さは4メートルどころか2メートル程度しかなかった。今後何十年もローンを支払うのに、物件の最大の売りとしていた重要な点に相違があり、デベロッパーからは「すみません。今後お気をつけます。」という謝罪はあったものの、自分としてはだまされたような気分である。デベロッパーに何らかの賠償をして欲しいと思っている。

## ・現地シンガポール弁護士の見解

"This appears to be a claim for contractual misrepresentation as opposed to a construction defect. The purchaser may consider taking action against the developer to obtain damages/compensation or to rescind the agreement."

#### 4. 就労問題

## (1) 事案の概要

会社を2月末で退職するとの通知を行ったところ、本来2月に支払われるはずのボーナスの支払いが遅れて3月になるため、2月に退社の相談者にはボーナスは支払えないとの回答であった。

ポイントは以下のとおりである。

- ボーナスは each fiscal year に対して支払われると offer letter では言及されている。
- ・ しかし offer letter にボーナス支払いのタイミングについて明確な言及はない。
- ・ 前年は2月に支払いが約束され、3月に延期。

ボーナス支払いの時期を都合良く変える会社の姿勢に非常に憤りを感じている。

#### (2) 相談後の経緯

ボーナスの支払いに関しては、雇用法の保護を受けず、従って従業員支援に厚い MOM の介入も受けられない。契約書の内容に基づいて解決することとなる。契約書の内容の検討につき、シンガポール法弁護士の見解を聞きに行ってみてはどうかとのアドバイスを行い、上記 Legal Clinic の紹介を行った。

相談者本人にて相談に言ったところ、シンガポール法弁護士より具体的なアドバイスをもらえ、非常に有難かったと感謝の言葉があった。

### 5. 就労問題2

保育園の保育士をしている女性。日本人の園児が120人ほど通う幼稚園である。日本人保育士は2名、その他シンガポール人、マレーシア人の保育しなどが担当している。人員が不足しているため、仕事がきつく、何か起こると全て自分のせいにされるなど、パワーハラスメントを受けている。前任の日本人保育士も同様の扱いを受け、夜逃げするように仕事を辞

めた。オーナーと締結した雇用契約書では、2年間継続して勤務を行う契約で、これに違反すると10000シンガポールドルの違約金を支払う約定となっている。違約金を支払い義務はあるのかなど相談したいが、違約金を支払ってでも辞めたいと思っている。

## 6. 就労問題3

## (1) 事案の概要

日本食飲食店で働く女性。

就労ビザが出ていない段階で就労を開始させられたり(雇用者からはシンガポールの法律では問題ないとの説明を受けていた。)、後に給料の払い戻しをさせられたり、ビザの申請に虚偽の学歴を記載されたりと問題が非常に多い。また雇用契約書も作成されていない。

こうしたことや、その他仕事の内容などに意見をしたところ、即日解雇だと告げられた。契約書もないことから、契約解除をどのように対応したら良いのかもわからないため、相談したい。

## (2) 相談後の経緯

筆者に相談を行う前に、雇用者より雇用契約終了に関する合意書面が送られてきた。予告手当の支払いや、日本に帰国する費用等の支払いも行うという内容で、相談者にとっても悪くない条件であったため、同合意書面の内容で合意した方がいいと思うとのアドバイスを行った。

雇用者という強者の立場を利用して、不誠実な対応を行う雇用者が多いシンガポールにおいては、かなりの好条件での対応である。同飲食店は、シンガポールの日本人社会において、非常に著名な飲食店であるため、今後の風評なども考えての対応であったと考える。

## 7. 総括

#### (1) 法的支援の必要性

上記の通り、本相談の実施中、絶え間なくシンガポールの在留邦人からの相談の依頼があった。現時点においては、相談窓口もなく、どこに相談したらいいのかわからないという邦人が多いため、ほとんどのケースは泣き寝入りという形で、表に出ていなかったものと推察される。本調査にお

いて、現地のフリーペーパーへの掲載や日系医療機関において告知をさせてもらったところ、相談を終了した現在でも毎日にように、多数、現地の邦人から相談の問い合わせが来ている。こうした活動を継続し、より多くの邦人個人に認知してもらえば、潜在的に多数存在する邦人個人の法律トラブルを顕在化できると確信している。

外弁規制の関係上、シンガポール法が絡む事案の場合には、日本法弁護士が受任することはできない。しかし、現在日本法弁護士が行っているシンガポール法弁護士との橋渡しという役割は、企業をクライアントとする場合よりも、邦人個人にとっての意義の方が非常に大きい。邦人個人は、法律の知識が乏しいことはもちろんのこと、相手方と英語で専門用語を使ってやりとりを行うことにも慣れていない。会社という組織に守られているわけでもなく、一人で全てを処理するのは心身ともに相当な負担となる。こうした状況の中、日本語で言いたいことを全て伝えることができ、その上でどういう形で事案を解決していくべきかなどの話をまとめてくれるという役割を果たす日本人弁護士がいる意義は大きい。

また、本相談を行い、シンガポール法弁護士に依頼する以前に解決できる問題も多くあることがわかった。シンガポールの各省庁や法定機関が行っている支援制度を有効に利用することで、シンガポール法弁護士の介入なくして本人によって解決することも可能である。

#### (2) ビジネスとしての視点

上記のとおり邦人個人の法的支援の需要は非常に高いことが明らかとなったが、依頼者・弁護士双方が検討しなければならない問題として(弁護士)費用がある。

筆者も、本相談を実施するまでは、邦人個人からの法的支援の需要が多いものの、生活費などの高いシンガポールにおいては、ビジネスとして成立させるのは難しいであろうと考えていた。しかし、これだけの相談件数があるのであれば、オフィス賃料等の固定費を抑えるなどすれば、十分ビジネスとしても成り立つのではないかという考えに変化するに至った。この点、もう少し詳細な検討が必要であるが、現段階では「全く不可能である」と言い切らずともよいと考える。

また、シンガポール法を扱える事が非常に重要な鍵となるため、包括的な支援を実現させるため、また弁護士費用を抑えるためには、現地で個人事件を専門に受任しているような法律事務所に所属し、シンガポール法弁護士と恊働することが最も有効な支援の方法であると考える。

## 第五.シンガポール邦人個人向け法律座談会の開催

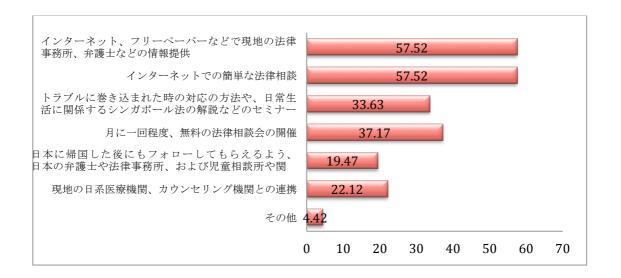
#### 1. 本座談会開催の趣旨

昨年度邦人個人を対象に行ったアンケート調査において、前述のとおり、 在留邦人が多くの日常的な法律トラブルに巻き込まれていることは明らか となった。また、同アンケート内において、「個別の相談窓口以外にシン ガポール国内でどういった法的支援サービスの提供があると良いと思いま すか。」との質問に対して、下記の通り、法律セミナーの開催や、シンガ ポール国内の法律事務所などの情報提供を希望する意見が多く回答された。 (下記、グラフ参照。)

シンガポールにおいて、個人の案件を扱う日本人弁護士がいない現状下、個人が法律トラブルに巻き込まれた際の対処方法や、個人が利用できる制度の情報などはほとんど発信されていない。また、現地のシンガポール法弁護士、日本人弁護士の活動も邦人個人はほとんどその情報を持っていない。

そこで、具体的な日本人弁護士によるシンガポール国内での活動の現状や、 どういった活動が可能か、どういったことで法律トラブルに巻き込まれる 可能性があるのか、などの点についての情報発信する事自体も、邦人個人 の法的サービスの提供につながるため、本座談会の開催を行った。

法律や弁護士に対する「敷居が高い」というイメージを払拭してほしいため、あまり大人数の募集はせず、20名程度の募集とし、話の途中でも随時質問をしていただくような形で開催した。



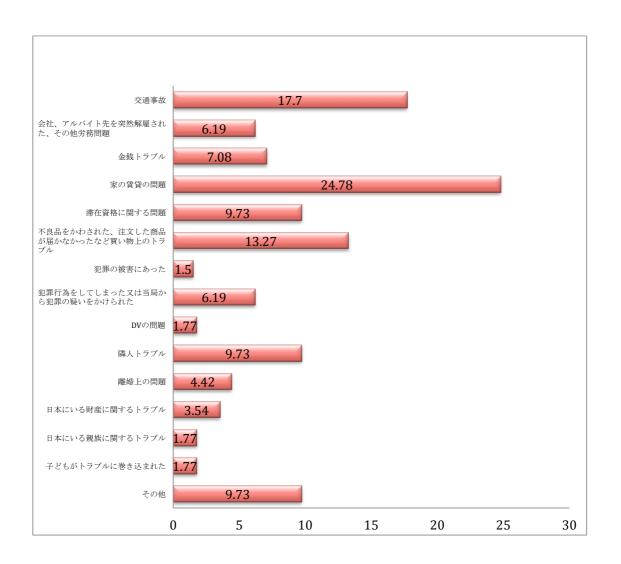
#### 2. 座談会開催の詳細

- (1) 開催日時:11月12日 午前10時半~
- (2) 開催場所:日本人会 ボールルーム (定員40名)
- 3. 座談会の内容
- (1) 本調査の趣旨
- (2) シンガポールにおける日本人弁護士の活動の実情(外弁規制)
- (3) 弁護士の一般的な活動
- (4) ケーススタディ
- ①交通事故
- ②オーナーとのトラブル
- ③子供が友人に怪我をさせた(させられた)

昨年度のアンケートで巻き込まれたことのある法律問題の上位2つ(下記データ参照)、交通事故とオーナーとのトラブルにつき、ケーススタディを行った。

また、参加者のほとんどが子持ちの女性であったことから、興味があるだろうとの考え、③のテーマについて話をした。監督義務者としての親の責任についての日本の各判例を紹介し、また、シンガポールにおける監督義務についても紹介した。身近に起こりうる問題について考えるきっかけとなったようで、参加者からも積極的に意見交換がなされた。

<在留邦人が巻き込まれる法律トラブル>



## (4) シンガポールの各制度の紹介

## ①調停制度

上記、無料法律相談の経験をふまえ、CMC は非常に個人が利用しやすい制度であると考えるため紹介した。

# ②シンガポール法弁護士による無料法律相談

これについても、費用をかけずにシンガポール法のアドバイスをもらえる場所ということで、紹介した。

## (5) 海外在留日本人女性の人権問題について

参加者が全員女性だったこともあり、非常に敏感な反応を示していた。 こういった問題についても話をしてほしいということで、今後テーマとし て話す事を検討している。

## 3. 参加者の感想・フィードバック

座談会に出席していただいた人に簡単なアンケート調査を実施した。 (別紙2) 結果、本座談会は非常に好評で、またぜひ開催してほしいとい うご要望を頂いた。

## <アンケート結果のまとめ>

- Q1. 本座談会についての感想をお聞かせください。
- ・大変有意義だった(100%)
- Q2. 1. のように回答された理由について自由に記載してください。
- ・シンガポールでの弁護士の活動内容や CMC 等、自分の知らない分野を 知れて大変勉強になりました。ケーススタディで様々は事例を勉強でき て大変良かったです。
- ・自分が弁護士にかかることはないと思っていたが、今日の話を聞いて、 身近なトラブルなど自分にも起こりうると感じました。実際に起こった 時どうしたらいいか具体的にわかったのでとてもよかった。
- 何かあったときに少しでも知識があるとないとでは違うと思うので、よかった。
- ・生活していく上で知っておくべき事を普段全く気にせずに生きていた事 に気がつかされました! 大変貴重な機会をありがとうございました。
- ・子供が起こしうるトラブル判例を紹介していただいたので、参考になり ました。
- ・興味がある例でよかった。家族、毎日の生活で関係することなど。

・自分の身に起きた時に、	どこへ相談したらいいのか、	どう判断すべきか
を考えるために、今日の	話は役立つと思った。	

- Q3. 本座談会で有用な情報だと思ったのは下記のどれですか。 (複数回答可)
  - ・シンガポールの日本人弁護士の情報(50%)
  - ケーススタディ(70%)
  - ·調停制度(70%)
  - ・シンガポール法弁護士による無料法律相談会(20%)
- その他(
- Q4. 下記の中で特に知りたい情報はどれですか。(複数回答可)
- 離婚についての諸問題(0%)
- ・保険制度と法律問題との関係(50%)
- ・シンガポール法弁護士の情報(30%)
- ・シンガポールの法律について(90%)
- ・ビザの問題について(0%)
- その他(
- Q5. <u>今後シンガポール (海外生活) において出来たらいいなと思う制度</u> があれば、お聞かせください。 (複数回答可)
- ・邦人個人を対象にした法律相談窓口の設置(90%)
- ・日本人弁護士による無料法律相談会の実施(80%)
- ・邦人個人案件に対応する日本人弁護士の進出・増加(60%)
- ・女性の人権サポート団体の発展(60%)
- ・心理カウンセリング機関、心療内科などとの連携体制の構築(20%)
- その他(
- **Q**6. 今後、このような座談会の開催を希望されますか。
- ・ぜひまた開催してほしい(100%)

- Q7. 今後の座談会で希望するテーマ(内容など)があれば、自由にお書きください。
- ・ヘルパートラブル。シンガポールでの実例で(日本人に限らず)トラブ ルケースを知りたい。
- ・シンガポールの具体的な法律や生活上の注意点(交通法や賃貸での注意点、子供の誘拐など)を知りたいです。
- ・もっと多くの方が興味をお持ちだと思います。少人数で開催していただき、もったいなかったです!! 知らないテーマばかりですが、日常生活に関するテーマを希望です。
- ・車を運転するので、実際に事故を起こした時(自分、相手の過失それぞれ)

タクシーにのっていて、ドライバーの事故で怪我した時など

・交通事故に関して。具体例などを交えてお話いただけたらうれしいです。 女性へのサポートについてとても興味があります。

## 4. 小活

座談会開催後、参加者数名とランチを同席し、アンケート調査には反映されていないご意見を直接聞く事ができた。

参加者はみな、法律問題をそこまで真剣に考えた事がなかったが、日常生活で起こりそうな問題について考える事で、「法律」そのものについて身近に感じてもらえたようである。今後、話して欲しいテーマなどにもいろいろと意見を頂戴し、再度の開催を希望するという声も非常に多かったので、こうした座談会の開催を継続して行うことについても前向きに検討している。

### 第六、中小・ベンチャー企業対象法律セミナーの実施

1. ASEAN 地域における中小・ベンチャー企業の法務ニーズとその対応の現状

成長著しい ASEAN 地域において、近年多数の日系企業が進出を行っていることは周知の事実である。シンガポールにおいても日系企業数は300社以上、タイにおいても5000社または7000社とも言われ、正確な数を把握することも困難であるほど多い。

その中でも、ASEAN 地域に進出している日系中小・ベンチャー企業は圧倒的大多数を占める。シンガポール国内において、その数は2000社以上と推定される。タイにおいても、上記日系企業数の大対数は中小・ベンチャー企業であるときく。

政府、JETRO 等の機関もこれら日系中小・ベンチャー企業が同地域全体 にビジネス展開を積極的に推進しているものの、法的なサポートを充実さ せることは必須であり、真剣に取り組まなければならない課題である。

筆者が昨年度より行っている調査からは、残念ながらこの点が現時点に おいては全く充実していないという結果がでている。

筆者が、シンガポール現地において、現地の様々な日系企業に対してヒアリング調査を行った結果、日系中小・ベンチャー企業からは、日本人弁護士に法的なサポートを行ってもらいたいとの声が多数聞かれた。 その理由としては、以下の点に共通している。

- ①英語で現地の法律事務所に法律相談をすることが非常に困難である
- (現地の事務所と直接交渉しても時間もコストも余分にかかる)
- ②現地の法制度、規制が分からない(情報の不足)
- ③社内に法律問題を処理する人員もいない(マンパワーの圧倒的な不足)
- ④現地法律事務所や弁護士の情報の不足、ネットワーク力の不足など

このように、日本人弁護士に対する法的支援を求めるニーズは非常に多い。しかし下記にあげるような問題点から、現在のところ、ほとんどの日系中小・ベンチャー企業は、自社で解決を試みるか、コンサルティング会社、会計事務所などに依頼する等の代替手段を講じざるを得ない状況となっている。

#### 2. 望まれる将来像

これら大手の企業よりも圧倒的多数を占める ASEAN 地域の日系中小・ベンチャー企業にも充実した法律サービスの提供を行うことを目指す。

## 3. 克服すべき問題点

## <企業側>

上記のとおり、在 ASEAN 日系中小・ベンチャー企業の日本人弁護士に対するニーズは、非常に多い。しかし、下記に上げる問題点から、現在(日系)法律事務所に依頼を行っている中小・ベンチャー企業は非常に少ない。

## (1) コストの問題

ASEAN 地域に進出している法律事務所は、日本でいういわゆる五大事務所であり、弁護士費用は中小・ベンチャー企業が希望する金額に比して非常に高い。また、大企業のような大きな案件があるわけでもなく、細かい点を聞きたいという中小・ベンチャー企業特有の事情もあるため、タイムチャージというチャージ方法にそぐわない。そのため、コンサルティング会社や会計事務所などに依頼し、コストを押さえているが、これらコンサルティング会社等が法的責任を最終的に終えるわけではない。リスクとコストを天秤にかけ、現時点では後者を取っている企業が多い。

筆者が行ったヒアリング結果の参考希望価格は、月額500ドル程度の リテーナー契約を締結して細かい点につき質問を行い、個別の案件につい ては別途支払うというチャージ方法を希望する企業が多かった。

#### (2) どのように法律事務所を利用したら良いか分からない。

また、中小・ベンチャー企業は、法律問題を取り扱う経験やノウハウもないため、そもそもどういった問題を相談して良いのか、どこが法律問題になっているのか、という基本的な点がわからないという企業が多い。専門家に相談せず、英語の契約書にサインしてしまった結果、詐欺的な行為の被害にあってしまったなどという企業例もある。

この点、有効に法律事務所を活用してもらうための、法律事務所側からのサジェスチョンが必要である。

# (3) 大手法律事務所との相性(きめ細やかなサービスを求めている)

また、ヒアリング調査において多く聞かれたのが、大手法律事務所との 相性が悪いという点である。中小・ベンチャー企業は上記のとおり、大手 の企業とは異なる法務ニーズを抱えているが、大手の法律事務所はこれらの中小・ベンチャーの法務ニーズの経験が少ないため、双方が相性の悪さを感じている。

## (4) そもそも大手法律事務所に相手にされていない

大手の日系法律事務所も、大きな収入は望めないという理由から、こうした中小・ベンチャー企業をそもそも相手にしていないという問題もある。これらの大手法律事務所は東京事務所からのコネクションによって ASEAN 現地のクライアントを獲得しているのが現状で、また現在対応しているクライアントも非常に狭い形態の日系企業のみである。こうした法律事務所側の強力なバックアップ体制もあり、大手法律事務所は中小・ベンチャー企業をクライアントとする必要性を感じておらず、営業もしなければ親身な対応もしていない。

## (5) 中小・ベンチャー企業が求める法律事務所像

以上、総括すると、中小・ベンチャー企業は大手法律事務所とは異なる 法律事務所像、弁護士像を求めている。これら中小・ベンチャー企業に対 して、安価で質の高い、きめ細やかな法律サービスを提供する法律事務所 の ASEAN 地域への進出が望まれる。

#### <法律事務所側>

#### (1) 潜在的なマーケットを拡大・獲得する必要性(企業への認知)

上記のとおり、ASEAN 地域の中小・ベンチャー企業の数を考えれば、膨大な潜在的法務ニーズが存在することは間違いない。マーケットは非常に大きいが、まだ開拓されていないということもあり、法律事務所側も自所を企業側に積極的に認知してもらう活動が必要である。

JBL 法律事務所は、同所代表の藪本氏(営業専門、弁護士ではない)がかなり積極的な営業活動を行っており、これが功を奏して、同地域においてクライアントを拡大している。一方、GVA 法律事務所は、企業側に広く認知されることもなく、シンガポールで拠点を構えるに至らなかった。

この点を少しでも改善するためにも、本セミナーによって中小・ベンチャー企業を対象とした

## (2) コストの問題(有効な法律事務所の活用方法の提案)

大手の法律事務所とは異なる法律事務所といえども、ビジネスとして成立させるべく、収入を確保することは必須である。この点、企業側からの利用が増えれば必然的に収入も確保できる。そこで、法律事務所を有効に活用する方法がわからないという企業側の問題点を、法律事務所のほうから上手く改善していくことが必要である。

## 4. 本セミナーの目的

上記現状の問題点を解決するためには、ASEAN 地域の日系中小・ベンチャー企業が求める法律事務所像=大手法律事務所とは異なる中小・ベンチャー企業への法律サービスを提供する法律事務所があること、またどのような日本人弁護士が行っているのかを認知してもらうことが必要である。認知が広まれば、現在潜在的にしかないが、しかし数の膨大なこれら中小・ベンチャー企業からの法務ニーズの顕在化につながる。

また、こうした法律事務所をどのように有効に活用すればよいかの提案を行うことによって、より積極的かつ有効に法律事務所を利用してもらうことを目指し、中小・ベンチャー企業及び法律事務所双方にとって、有益となるセミナーを開催する。

### 5. セミナーの内容

(1) 開催日程: 来年1月26日 14時~18時

①14:00~14:30 受付

②14:30~14:45 イントロ

- ・本セミナーの趣旨
- ・ASEAN 地域における中小・ベンチャー企業の法的支援の現状、ニーズ等についての問題点など
- ③14:45~15:30 中川様

・会計・税務・コンサルティング等、中小・ベンチャー企業を包括的にサポートするお立場からのお話

- ・シンガポールの日本人による税務コンサルティングサービスの提供の現 状
- ・シンガポールの会計税務制度、規制、その他
- ・中小・ベンチャー企業特有の問題点など
- ・コンサルティング業務範囲内で対応できる業務、法律事務所にお願いすべき業務の線引きについて
- ④15:30~16:15 山本様
- ・ベンチャー企業法務特有の問題点
- ・シンガポールにおける法務ニーズの現状
- ・シンガポールにおいて日本人弁護士が活躍できる意義
- ・日本人弁護士(法律事務所)の有効な活用方法について
- ・その他シンガポールの各制度(仲裁など)など
- ⑤16:15~17:00 松本様
- ・タイにおける外弁規制、日本人弁護士による法務サービスの現状
- ・日系企業からの法務ニーズについての具体例
- ・タイにおいて日本人弁護士が活躍できる意義
- その他、カンボジア、ラオスの法務ニーズについて (タイの法務ニーズについてメインでお話し頂く。)
- ⑥17:00~17:30 質疑応答
- (2) 開催場所:日本人会ボールルーム 定員:100名
- (3) スピーカー
  - ・JBL Mekong 法律事務所 松本久美 弁護士

同所は、タイ、カンボジア、ラオスにオフィスを構える。カンボジア、 ラオスにおいては、大手日系法律事務所よりも進出の歴史は古く、両国に おける日系企業向け法律サービスの第一人者。中小・ベンチャー企業に対し、安価で質の高い法律サービスの提供を行っている。

## ・GVA 法律事務所 山本 俊 弁護士

東京オフィスにおいては、ベンチャー企業を中心とした法務を展開しており、ベンチャー企業法務の経験が豊富である。シンガポールにも2015年4月に一旦同事務所の弁護士がシンガポールに進出し、日本のみならず、東南アジア全体を視野に入れたベンチャー企業法務の展開をめざす。

## ・AGS コンサルティング 中川 利海 税理士

中小・ベンチャー企業を対象に、会計税務からコンサルティングまで、 経営管理全般に関する総合サービスを提供する。高い専門性とホスピタリ ティを有し、クライアントの立場に立った、質の高いサービスを提供する。

## 第七.終わりに

上記のとおり、本報告書においては、昨年度の調査結果をふまえ明らかとなった問題点、①中小・ベンチャー企業の法的支援、及び②邦人個人の法的支援に特に注視し、より詳細な検討を行うため様々な試行を行った。

かかる具体的な試行により、特に邦人個人の支援に関しては、多くの在留邦人が質的・量的にも多様な法律トラブルに巻き込まれていることが明らかとなった。外弁規制の下においても、日本の法曹有資格者が行えることは多く、精神的なサポートという観点からも非常に意義は大きい。各相談者からも支援制度の必要性について大きな声があがった。実践的な角度から現地における法的支援について検討できたことは、非常に意義のある調査となったと思量する。

具体的に日本の法曹有資格者によるどのような支援活動が可能であるのか についての詳細な検討については、別報告書「日本の法曹有資格者による 効 果的な法的支援の提供の在り方についての分析・提言について」を参照され たい。

以上